

独立行政法人大学入試センター職員給与規則

〔平成13年4月1日〕
規則第38号

- 改正 平成13年11月30日規則第77号
- 改正 平成14年11月29日規則第33号
- 改正 平成14年12月2日規則第37号
- 改正 平成15年4月1日規則第11号
- 改正 平成15年10月24日規則第15号
- 改正 平成16年3月25日規則第23号
- 改正 平成16年10月29日規則第38号
- 改正 平成17年11月24日規則第16号
- 改正 平成18年4月1日規則第9号
- 改正 平成19年3月30日規則第12号
- 改正 平成19年12月1日規則第35号
- 改正 平成20年3月28日規則第12号
- 改正 平成21年3月30日規則第2号
- 改正 平成21年6月15日規則第19号
- 改正 平成21年11月30日規則第22号
- 改正 平成22年3月25日規則第8号
- 改正 平成22年11月30日規則第52号
- 改正 平成23年3月24日規則第20号
- 改正 平成24年3月1日規則第3号
- 改正 平成24年3月30日規則第11号
- 改正 平成24年6月1日規則第21号
- 改正 平成25年3月28日規則第7号
- 改正 平成25年12月20日規則第10号
- 改正 平成26年3月31日規則第6号
- 改正 平成26年3月31日規則第11号
- 改正 平成26年5月27日規則第16号
- 改正 平成26年12月25日規則第17号
- 改正 平成27年3月25日規則第2号
- 改正 平成27年3月31日規則第19号
- 改正 平成28年3月2日規則第1号
- 改正 平成28年3月31日規則第5号
- 改正 平成28年12月5日規則第14号
- 改正 平成29年3月31日規則第5号
- 改正 平成30年1月31日規則第1号
- 改正 平成30年3月31日規則第6号
- 改正 平成30年9月30日規則第32号

改正 平成30年12月31日規則第35号
改正 令和元年11月30日規則第62号
改正 令和2年3月31日規則第97号
改正 令和2年11月30日規則第6号

独立行政法人大学入試センター職員給与規則

(目的)

第1条 この規則は、独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）第50条の10第2項及び独立行政法人大学入試センター職員就業規則（平成18年規則第10号。以下「職員就業規則」という。）第36条の規定に基づき、独立行政法人大学入試センターに所属する常勤の職員（以下「職員」という。）の給与に関する事項を定めることを目的とする。

(法令との関係)

第2条 給与の支給等に関して、この規則に定めのない事項については、労働基準法（昭和22年法律第49号。以下「労基法」という。）その他の法令の定めるところによる。

(給与の種類)

第3条 職員の給与は、俸給及び諸手当とする。

- 俸給は、俸給表に定める級又は号俸による俸給月額とする。
- 諸手当は、扶養手当、管理職手当、地域手当、住居手当、通勤手当、単身赴任手当、時間外勤務手当、休日勤務手当、夜勤手当、宿直手当、管理職員特別勤務手当、期末手当、勤勉手当及び期末特別手当とする。

(給与の支給日及び計算期間)

第4条 職員の給与は、計算期間を月の1日から同月の末日までとし、次の表に掲げる給与の種類の区分に応じた支給日に支給する。

給与の種類	支給日
俸給、扶養手当、管理職手当、地域手当、単身赴任手当及び住居手当	当月の月額的全額を毎月17日
時間外勤務手当、休日勤務手当、夜勤手当、宿直手当及び管理職員特別勤務手当	当月の分を翌月17日
通勤手当	原則、支給単位期間に係る最初の月の17日
期末手当、勤勉手当、期末特別手当	6月30日及び12月10日

- 前項において、支給日が日曜日に当たるときは、支給日の前々日に、支給日が土曜日に当たるときは、支給日の前日に支給する。また、支給日が月曜日であつて休日に当たるときは、支給日の翌日に支給する。

(俸給の決定)

第5条 職員の受ける俸給は、所定の勤務時間による勤務に対する報酬であつて、職務の複雑、困難及び責任の度に基づき、かつ、勤労の強度、勤務時間、勤務環境その他の勤務条件を考慮して決定する。

- 俸給表の種類は、次の各号に掲げるとおりとし、各俸給表の適用範囲は、それぞれ当該俸給表

に定めるところによる。

- 一 一般職俸給表（別表第1）
- 二 教育職俸給表（別表第2）
- 三 指定職俸給表（別表第3）

3 前項第一号及び第二号の俸給表に定める職務の級の分類基準となるべき標準的な職務の内容及びその級別の資格基準は、別に定める。

4 第2項第二号の俸給表の適用を受ける職員の号俸は、別に定める。

（俸給の訂正方法）

第6条 職員の給与が前条の規定に合致しないと認めるときは、その俸給を訂正することができる。

（新たに採用する者の俸給決定）

第7条 新たに採用する者の俸給は、その者の学歴、免許・資格、職務経験等及び他の職員との均衡を考慮して決定する。

（昇格）

第8条 職員が従事する職務に応じ、かつ、総合的な能力の評価により、1級上位の級に昇格させることができる。

（降格）

第9条 職員就業規則第10条第2項及び第20条第1項の規定により降任した場合は、下位の級に降格させることができる。

（昇給）

第10条 毎年1月1日に、同日前1年間におけるその者の勤務成績に応じて、昇給させることができる。

2 前項の規定により職員を昇給させるか否か及び昇給させる場合の昇給の号俸数は、同項に規定する期間の全部を良好な成績で勤務した職員の昇給の号俸数を4号俸（一般職7級以上又は教育職4級以上である職員にあつては3号俸）とすることを標準として別に定める基準に従い決定するものとする。

3 55歳を超える職員の第1項の規定による昇給は、同項に規定する期間におけるその者の勤務成績が特に良好である場合に限り行うものとし、昇給させる場合の昇給の号俸数は別に定める基準に従い決定するものとする。

4 職員の昇給は、その属する職務の級における最高の号俸を超えて行うことができないものとし、かつ、予算の範囲内で行わなければならない。

（扶養手当）

第11条 扶養手当は、扶養親族のある職員に対して支給する。

2 扶養手当の支給については、次に掲げる者で他に生計の途がなく主としてその職員の扶養を受けているものを扶養親族とする。

- 一 配偶者（内縁関係を含む。以下同じ。）
- 二 満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子
- 三 満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある孫
- 四 満60歳以上の父母及び祖父母
- 五 満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある弟妹
- 六 重度心身障害者

- 3 前項に該当する者のうち、次の各号に該当する者は扶養親族とすることができない。
- 一 職員の配偶者、兄弟姉妹等が受ける扶養手当又は民間事業所その他のこれに相当する手当の支給の基礎となっている者
 - 二 年額130万円以上の恒常的な所得があると見込まれる者
 - 三 心身の障害の程度が終身労務に服することができない程度でない重度心身障害者
- 4 扶養手当の月額は、次の表に掲げる扶養親族に応じて定める支給額とする。

扶養親族		支給額（1人につき）
第2項第一号に該当する配偶者	下記以外の職員の場合	6,500円
	一般職俸給表8級及び教育職俸給表4級の職員の場合	3,500円
	一般職俸給表9級以上の職員の場合	不支給
第2項第二号に該当する子		8,000円 (職員に配偶者がいない場合にあつては、そのうち一人については10,000円)
第2項第三号から第六号までのいずれかに該当する者	下記以外の職員の場合	6,500円
	一般職俸給表8級及び教育職俸給表4級の職員の場合	3,500円
	一般職俸給表9級以上の職員の場合	不支給
満15歳に達する日後の最初の4月1日から満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子		5,000円加算

- 5 第1項から前項までに規定するもののほか、扶養手当の支給に関し必要な事項は、別に定める。
(管理職手当)

第12条 管理職手当は、管理又は監督の地位にある職員に支給する。

- 2 管理職手当の月額は、次の表に掲げる職名及び職務の級の区分に応じて定める支給額とする。

職名	職務の級	支給額
試験・研究統括官	教育職4級	106,900円
試験・研究副統括官、研究開発部長	教育職4級	93,500円
試験・研究統括補佐官、審議役、企画調整役、総務部長、試験企画部長、事業部長、特命担当部長	一般職8級	94,000円
	一般職7級	88,500円
次長	一般職7級	88,500円
	一般職6級	83,100円
総務課長、試験企画課長、事業第一課長	一般職6級	72,700円
	一般職5級	69,400円

上記以外の課長及び参事	一般職 6 級	62,300円
	一般職 5 級	59,500円

3 前項に規定する管理職手当の月額、深夜（午後10時から午前5時までをいう。以下同じ。）における勤務に対する割増賃金相当額を含むものとする。

4 第1項から前項までに規定するもののほか、管理職手当の支給に関し必要な事項は、別に定める。

（試験問題調整官手当）

第12条の2

試験問題調整官手当は、試験問題調整官に対して支給する。

2 試験問題調整手当は、月額5,000円とする。

（地域手当）

第13条 地域手当は、俸給、管理職手当及び扶養手当の月額の合計額に100分の20を乗じて得た月額を支給する。

2 前項に規定するもののほか、地域手当の支給に関し必要な事項は、別に定める。

（住居手当）

第14条 住居手当は、次の各号のいずれかに該当する職員に支給する。

一 自ら居住するため住宅（貸間を含む。次号において同じ。）を借り受け、月額16,000円を超える家賃（使用料を含む。以下同じ。）を支払っている職員（国家公務員宿舎法（昭和24年法律第117号）第13条の規定による有料宿舎を貸与され、使用料を支払っている職員その他理事長が認める職員を除く。）

二 第16条の規定により単身赴任手当を支給される職員で、配偶者が居住するための住宅（国家公務員宿舎法第13条の規定による有料宿舎その他理事長が認める住宅を除く。）を借り受け、月額16,000円を超える家賃を支払っている職員又はこれらのものと権衡上必要があると理事長が認める職員

2 住居手当の月額は、次の各号に掲げる職員の区分に応じて、当該各号に定める額（当該各号のいずれにも該当する職員にあっては、当該各号に定める額の合計額）とする。

一 前項第一号に掲げる職員 次に掲げる職員の区分に応じて、それぞれ次に定める額（その額に100円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額）に相当する額

イ 月額27,000円以下の家賃を支払っている職員 家賃の月額から16,000円を控除した額

ロ 月額27,000円を超える家賃を支払っている職員 家賃の月額から27,000円を控除した額の2分の1（その控除した額の2分の1が17,000円を超えるときは、17,000円）を11,000円に加算した額

二 前項第二号に掲げる職員 前号の規定の例により算出した額の2分の1に相当する額（その額に100円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額）

3 前2項に規定するもののほか、住居手当の支給に関し必要な事項は、別に定める。

（通勤手当）

第15条 通勤手当は、次に掲げる職員に支給する。

一 通勤のため交通機関又は有料の道路（以下「交通機関等」という。）を利用してその運賃又は料金（以下「運賃等」という。）を負担することを常例とする職員（交通機関等を利用しなければ通勤することが著しく困難である職員以外の職員であって交通機関等を利用しないで徒歩に

より通勤するものとした場合の通勤距離が片道2キロメートル未満であるもの及び第三号に掲げる職員を除く。)

二 通勤のため自動車その他の交通用具で理事長が認めるもの(以下「自動車等」という。)を使用することを常例とする職員(自動車等を使用しなければ通勤することが著しく困難である職員以外の職員であって自動車等を使用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離が片道2キロメートル未満であるもの及び次号に掲げる職員を除く。)

三 通勤のため交通機関等を利用してその運賃等を負担し、かつ、自動車等を使用することを常例とする職員(交通機関等を利用し、又は自動車等を使用しなければ通勤することが著しく困難である職員以外の職員であって、交通機関等を利用せず、かつ、自動車等を使用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離が片道2キロメートル未満であるものを除く。)

2 通勤手当の支給単位期間は次のとおりとする。

一 交通機関等を利用する職員

イ 定期券を使用することが最も経済的かつ合理的であると認められる場合 発行されている定期券の通用期間のうち6箇月を超えない範囲内で最長の期間

ロ 回数乗車券等を使用することが最も経済的かつ合理的であると認められる場合 1箇月

二 自動車等を利用する職員 1箇月

3 通勤手当は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める額を支給する。

一 第1項第一号に該当する職員にあつては、その職員の前項第1号の規定による支給単位期間における通勤に要する運賃等に相当する額(以下「運賃等相当額」という。)。ただし、運賃等相当額を支給単位期間の月数で除して得た額(以下「一箇月当たりの運賃等相当額」という。)が55,000円を超えるとき(その職員が2以上の交通機関等を利用するものとして当該運賃等の額を算出する場合において、1箇月当たりの運賃等相当額の合計額が55,000円を超えるとき)は、支給単位期間につき、55,000円に支給単位期間の月数を乗じて得た額

二 第1項第二号に該当する職員にあつては、前項第二号の規定による期間における、次の表に掲げる自動車等の使用距離の区分に応じて定める手当額とする。

自動車等の使用距離(片道)	手当額
5km未満	2,000円
5km以上 10km未満	4,200円
10km以上 15km未満	7,100円
15km以上 20km未満	10,000円
20km以上 25km未満	12,900円
25km以上 30km未満	15,800円
30km以上 35km未満	18,700円
35km以上 40km未満	21,600円
40km以上 45km未満	24,400円
45km以上 50km未満	26,200円
50km以上 55km未満	28,000円
55km以上 60km未満	29,800円
60km以上	31,600円

三 第1項第三号に該当する職員にあつては、それぞれの支給単位期間において次の表の区分に応じて定める支給額とする。

交通機関等の利用距離	自動車等の使用距離	支給額
2 km以上	2 km以上	前2号の合計額
2 km以上	2 km未満	第1号の額
2 km未満	2 km以上	前号の額
2 km未満	2 km未満	前号の額

ただし、1箇月当たりの運賃等相当額及び前号に定める額の合計額が55,000円を超える場合は、その者の通勤手当に係る支給単位期間のうち最も長い支給単位期間につき、55,000円に当該支給単位期間の月数を乗じて得た額とする。

4 国の機関又は他の独立行政法人等からの異動（以下「官署等を異にする異動」という。）により、通勤の実情に変更を生ずることとなった職員で理事長が認めるもののうち、第1項第1号又は第3号に掲げる職員で、当該異動の直前の住居（当該住居に相当するものとして理事長が認める住居を含む。）からの通勤のため、新幹線鉄道等の特別急行列車、高速自動車国道その他の交通機関等（以下「新幹線鉄道等」という。）でその利用が通勤事情の改善に相当程度資するものであると認められるものを利用し、その利用に係る特別料金等（その利用に係る運賃等の額から運賃等相当額の算出の基礎となる運賃等に相当する額を減じた額をいう。以下同じ。）を負担することを常例とするもの（雇用の事情等を考慮して理事長が認める職員に限る。）その他前項の規定による通勤手当を支給される職員との権衡上必要があると認められるものとして理事長が指定する職員の通勤手当の額は、前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる通勤手当の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

一 新幹線鉄道等に係る通勤手当 支給単位期間につき、その者の支給単位期間の通勤に要する特別料金等の額の2分の1に相当する額。ただし、当該額を支給単位期間の月数で除して得た額（以下「1箇月当たりの特別料金等2分の1相当額」という。）が2万円を超えるときは、支給単位期間につき、2万円に支給単位期間の月数を乗じて得た額（その者が2以上の新幹線鉄道等を利用するものとして当該特別料金等の額を算出する場合において、1箇月当たりの特別料金等2分の1相当額の合計額が2万円を超えるときは、その者の新幹線鉄道等に係る通勤手当に支給単位期間のうち最も長い支給単位期間につき、2万円に当該支給単位期間の月数を乗じて得た額）

二 前号に掲げる以外の通勤手当 前項の規定による額

5 通勤手当は、支給単位期間に係る最初の月の第4条に規定する俸給の支給日に支給する。また、2以上の交通機関等を利用し、かつ、支給限度額を超えた場合、第1項第3号に規定する職員で、かつ、支給限度額を超えた場合、若しくは、2以上の新幹線鉄道等を利用するものとして新幹線鉄道等に係る通勤手当を支給される場合において、1箇月当たりの特別料金等2分の1相当額の合計額が支給限度額を超える場合には、その者の当該通勤手当に係る支給単位期間のうち最も長い支給単位期間に係る最初の月の第4条に規定する俸給の支給日に支給する。ただし、支給日までには支給要件に係る事実の確認ができない等のときは、支給日後に支給することができる。

6 通勤手当を支給される職員に、退職その他理事長が定める事由が生じた場合には、当該職員に、支給単位期間のうちこれらの事由が生じた後の期間を考慮して理事長が定める額を返納させるものとする。

7 第1項から前項までに規定するもののほか、通勤手当の支給に関し必要な事項は、別に定める。
(単身赴任手当)

第16条 単身赴任手当は、次に掲げる要件を全て満たした職員に支給する。

- 一 官署等を異にする異動に伴い住居を移転する場合
 - 二 やむを得ない事情により同居していた配偶者と別居することとなった場合
 - 三 当該異動の直前の住居から当該異動の直後に在勤する場所に通勤することが通勤距離等を考慮して困難であると認められる場合
 - 四 単身で生活することを常況とする職員（雇用の事情等を考慮して理事長が指定する職員に限る。）その他均衡上必要であると認められるものとして理事長が指定する場合
- 2 前項に該当する職員であっても、異動直前の住居ではない配偶者の住居から在勤する事務所に通勤することが、通勤距離等を考慮して困難であると認められない場合には、単身赴任手当は支給しない。
- 3 単身赴任手当の月額は、30,000円（職員の住居と配偶者の住居との間の交通距離が100キロメートル以上である職員にあっては、その額に、次の表に掲げる交通距離の区分に応じて定める加算額を加えて得た額）とする。

交通距離		加算額
100km以上	300km未満	8,000円
300km以上	500km未満	16,000円
500km以上	700km未満	24,000円
700km以上	900km未満	32,000円
900km以上	1,100km未満	40,000円
1,100km以上	1,300km未満	46,000円
1,300km以上	1,500km未満	52,000円
1,500km以上	2,000km未満	58,000円
2,000km以上	2,500km未満	64,000円
2,500km以上		70,000円

4 前2項に規定するもののほか、単身赴任手当の支給の調整に関する事項その他単身赴任手当の支給に関し必要な事項は、別に定める。

(時間外勤務手当、休日勤務手当及び夜勤手当)

第17条 独立行政法人大学入試センター職員の勤務時間、休暇等に関する規則（平成18年規則第11号。以下「勤務時間等規則」という。）第3条、第9条若しくは第9条の2に規定する所定の勤務時間を超えて勤務すること（この項において「時間外勤務」という。）を命ぜられた職員又は同規則第6条、第9条若しくは第9条の2に規定する法定休日以外の休日に勤務すること（同規則第7条の規定により、当該休日を事前に振替えた場合を除く。この項において「法定外休日勤務」という。）を命ぜられた職員には、その全時間に対して、勤務1時間につき、第19条に規定する勤務1時間当たりの給与額に毎月1日を起算日とする1箇月間におけるその職員の時間外勤務と法定外休日勤務を合算した時間数を次の表に掲げる時間数に区分して、同表に定める割合を乗じて得た額をそれぞれ時間外勤務手当又は休日勤務手当として支給する。

月45時間以下の時間数	月45時間を超え60時間以下	月60時間を超える時間数
-------------	----------------	--------------

	の時間数	
100分の125 (100分の150)	100分の125 (100分の150)	100分の150 (100分の175)
備考：()内は、その勤務が深夜の勤務である場合。		

2 勤務時間等規則第6条第1号、第9条又は第9条の2に規定する法定休日（同規則第7条の規定により、当該休日を事前に振替えた場合を除く。）に勤務することを命ぜられた職員には、その全時間に対して、勤務1時間につき、第19条に規定する勤務1時間当たりの給与額に100分の135（その勤務が深夜の勤務である場合は、100分の160）を乗じて得た額を休日勤務手当として支給する。

3 正規の勤務時間として深夜に勤務することを命ぜられた職員には、その間に勤務した全時間に対して、勤務時間1時間につき、第19条に規定する勤務時間1時間当たりの給与額の100分の25を夜勤手当として支給する。

（宿直手当）

第18条 勤務時間等規則第13条に規定する宿直勤務を命ぜられた職員には、その勤務1回につき、職員（教授、准教授及び助教を除く。）の勤務1日当たりの平均賃金額の3分の1に相当する額（その額に100円未満の端数を生じたときは、これを切り上げた額）を宿直手当として支給する。

2 前項の勤務は、前条の勤務には含まれないものとする。

（勤務1時間当たりの給与額の算出）

第19条 第17条に規定する勤務1時間当たりの給与額は、俸給及びこれに対する地域手当の月額合計額を1か月の平均所定勤務時間で除して得た額とする。

2 前項の1か月の平均所定勤務時間は、1月1日を起算日とした1年間の総日数から当該年の所定休日日数を減じたものに1日の所定勤務時間数を乗じ、その時間数を12で除して得た時間（1時間未満の端数が生じたときは、小数点以下第2位を切り捨て）とする。

（管理職員特別勤務手当）

第20条 第12条の規定に基づき管理職手当の支給を受ける職員が臨時又は緊急その他業務の運営上の必要により勤務時間等規則第6条、第9条又は第9条の2に規定する休日に勤務した場合は（同規則第7条の規定により、当該休日を事前に振替えた場合を除く。）は、当該職員には、管理職員特別勤務手当を支給する。

2 前項に規定する場合のほか、管理職手当の支給を受ける職員が災害への対処その他の臨時又は緊急の必要により勤務時間等規則第6条、第9条又は第9条の2に規定する休日以外の日の午前0時から午前5時までの間であって正規の勤務時間以外の時間に勤務した場合は、当該職員には、管理職員特別勤務手当を支給する。

3 管理職員特別勤務手当の額は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

一 第1項に規定する場合 同項の勤務1回につき、12,000円を超えない範囲内の額（当該勤務に従事した時間が6時間を超える場合は、その額に100分の150を乗じて得た額）

二 前項に規定する場合 同項の勤務1回につき、6,000円を超えない範囲内の額

4 前3項に定めるもののほか、管理職員特別勤務手当の支給に関し必要な事項は、別に定める。

（期末手当）

第21条 期末手当は、6月1日及び12月1日（以下「基準日」という。）においてそれぞれ在職する

職員及びこれらの基準日前1箇月以内に職員就業規則第18条第1項（同項第5号にあつては同規則第23条第1項第1号の事由に限る。）により退職した職員に対して支給する。

2 期末手当の額は、それぞれの基準日現在（前項に規定する退職した職員にあつては退職日現在。次条第2項、第23条第2項並びに附則第2項第3号及び第4号において同じ。）において職員が受けるべき第1号の額に第2号及び第3号の額の加算した額を基礎として、第4号の表に掲げる支給割合を乗じて得た額に、第5号の表に掲げる基準日以前6箇月以内の職員として在職した期間（以下「在職期間」という。本条から第23条までにおいて同じ。）の区分に応じて定める割合を乗じて得た額とする。

一 次に掲げる給与の月額合計額

- イ 俸給
- ロ 扶養手当
- ハ イ及びロに対する地域手当

二 次の表に該当する職員にあつては、前号イ及びハ（ただし、本号において扶養手当は算定の基礎としない。）の合計額に同表に掲げる俸給表及び職務の級の区分に応じて定める加算率を乗じて得た額（以下「役職段階別加算額」という。）

俸給表	職務の級	加算率
一般職俸給表	8級	100分の20
	7級及び6級	100分の15
	5級及び4級	100分の10
	3級	100分の5
教育職俸給表	4級（理事長が指定する者）	100分の20
	4級及び3級（理事長が指定する者）	100分の15
	3級及び2級	100分の10
	1級（修士修了5年以上の者）	100分の5

三 次の表に掲げる職員（業務上又は通勤（労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号。以下「労災法」という。）第7条第2項及び第3項に規定する通勤をいう。以下同じ。）による傷病以外の事由による休職者は除く。以下「特定管理職員」という。）にあつては、第一号イの額に同表に掲げる加算率を乗じて得た額（以下「管理職加算額」という。）

職名	加算率
試験・研究統括官	100分の15
試験・研究統括補佐官、審議役、企画調整役、部長（一般職俸給表7級以上の適用者に限る）	100分の15
試験・研究副統括官、研究開発部長	100分の10

四 支給割合

特定管理職員以外	特定管理職員
100分の127.5	100分の107.5

五 在職期間別割合

在職期間	割合
6箇月	100分の100

5 箇月以上 6 箇月未満	100分の80
3 箇月以上 5 箇月未満	100分の60
3 箇月未満	100分の30
<p>(備考) 次に掲げる期間は在職期間から除算する。なお、基準日以前6 箇月以内において、人事交流等により国又は他の独立行政法人等から引き続き職員となった者にあつては、直前の機関が期末手当を支給しない場合に、当該機関の在職期間は本センターの在職期間に通算する。</p> <p>イ 停職及び専従休職の期間</p> <p>ロ 育児休業の期間の2分の1（当該期間が1 箇月以下である場合を除く。）</p> <p>ハ 休職の期間の2分の1</p>	

3 職員が次の各号の一に該当する場合は、期末手当は支給しない。

一 基準日に在職する職員のうち、次に掲げる職員

イ 無給休職者（職員就業規則第11条第1項第一号、第三号及び第四号の規定に該当して休職にされている職員のうち、給与の支給を受けていない職員をいう。）

ロ 刑事休職者（職員就業規則第11条第1項第二号の規定に該当して休職にされている職員をいう。）

ハ 停職者（職員就業規則第57条第2項第三号の規定により停職にされている職員をいう。）

ニ 専従休職者（職員就業規則第11条第1項第五号の規定により休職にされている職員）

ホ 独立行政法人大学入試センター職員育児休業等規則（平成18年規則第17号。以下「育児休業規則」という。）の規定により基準日に育児休業をしている職員のうち、第26条第二号に掲げる職員以外の職員

二 基準日1月以内に退職した職員のうち、次に掲げる職員

イ その退職した日において前号に該当する職員であった場合

ロ その退職した後基準日までの間において引き続き給与法適用職員等となった者（当該機関において職員としての在職期間を通算されるものに限る。）

4 前3項に規定するもののほか、期末手当の支給に関し必要な事項は、別に定める。

（勤勉手当）

第22条 勤勉手当は、基準日において前条第1項に規定する職員に対し、基準日以前6 箇月以内の期間におけるその者の勤務成績に応じて支給する。

2 勤勉手当の額は、それぞれの基準日現在において、第一号の月額合計額に前条第2項第二号及び第三号の額を加算した額（以下「勤勉手当基礎額」という。）を基礎として第二号の表に掲げる勤務期間の区分に応じて定める割合を乗じて得た額に、第三号の表に掲げる職員の区分に応じて定める割合の範囲内において定める割合を乗じて得た額とする。

一

イ 俸給

ロ イに対する地域手当

二 期間率

勤務期間	割合
6 箇月	100分の100

5 箇月15日以上	6 箇月未満	100分の95
5 箇月以上	5 箇月15日未満	100分の90
4 箇月15日以上	5 箇月未満	100分の80
4 箇月以上	4 箇月15日未満	100分の70
3 箇月15日以上	4 箇月未満	100分の60
3 箇月以上	3 箇月15日未満	100分の50
2 箇月15日以上	3 箇月未満	100分の40
2 箇月以上	2 箇月15日未満	100分の30
1 箇月15日以上	2 箇月未満	100分の20
1 箇月以上	1 箇月15日未満	100分の15
15日以上	1 箇月未満	100分の10
15日未満		100分の 5
零		零

勤務期間は、在職期間から第4号に定める除算期間を除いた期間とする。

三 成績率

	特定管理職員以外	特定管理職員
特に優秀な職員	100 分の 115 以上 100 分の 190 以下	100 分の 139 以上 100 分の 230 以下
優秀な職員	100 分の 103.5 以上 100 分の 115 未満	100 分の 124.5 以上 100 分の 139 未満
良好な職員	100 分の 92	100 分の 112
訓告、嚴重注意を受けた職員又は良好でない職員	100 分の 92 未満	100 分の 112 未満
停職処分を受けた職員	100 分の 39	100 分の 32.5
減給処分を受けた職員	100 分の 49.5	100 分の 53
戒告処分を受けた職員	100 分の 60	100 分の 75

四 除算期間

- イ 停職及び専従休職の期間
- ロ 育児休業の期間（当該期間が1箇月以下である場合を除く。）
- ハ 休職の期間（業務上又は通勤による傷病に係る休職の期間を除く。）
- ニ 第28条の規定により給与が減額された期間
- ホ 傷病（業務上又は通勤による傷病を除く。）により勤務しなかった期間が勤務時間等規則第6条、第9条及び第9条の2に規定する休日を除いて30日を超える場合にはその全期間
- ヘ 独立行政法人大学入試センター介護休業等規則（平成18年規則第18号。以下「介護休業規則」という。）第3条の規定による介護休業又は介護休業規則第17条の規定による介護部分休業を申し出て勤務しなかった期間から勤務時間等規則第6条、第9条及び第9条の2に規定する休日を除いた日が30日を超える場合には、その勤務しなかった全期間
- ト 育児休業規則第18条の規定による育児部分休業を申し出て勤務しなかった期間が30日を超える場合には、その勤務しなかった全期間

チ 基準日以前6箇月の全期間にわたって勤務した日がない場合には、その全期間（業務上又は通勤による傷病、年次有給休暇及び特別休暇等により全期間勤務しなかった場合を含む。）

3 前条第3項の規定は、同項第1号中イ及びロを「休職にされている者（業務上又は通勤による傷病に係る休職者を除く。）」に読み替えて勤勉手当の規定に準用する。

4 センターに所属する職員に支給する勤勉手当の総額は、第1項の職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれの基準日現在において受けるべき第1号に掲げる手当の月額合計額を加算した額に、第2号の表に掲げる職員の区分に応じた割合を乗じて得た額の総額を超えない額とする。

一

イ 扶養手当

ロ イに対する地域手当

二

特定管理職員以外	特定管理職員
100分の95	100分の115

5 第2項第3号に規定する「特に優秀な職員」及び「優秀な職員」として成績率を定める者の数は、次の表に掲げる職員の区分に応じて定める割合を乗じて得た数の範囲内とする。

職員の区分	特定管理職員以外	特定管理職員
特に優秀な職員	100分の5	100分の3
優秀な職員	100分の25	100分の25

6 第1項から前項までの規定に関するもののほか、勤勉手当の支給に関し必要な事項は、別に定める。

（期末特別手当）

第23条 期末特別手当は、基準日においてそれぞれ在職する職員及び第21条第1項に規定する退職した職員のうち、指定職俸給表の適用を受ける職員に対して支給する。

2 期末特別手当の額は、それぞれその基準日現在において、第1号に定める額を基礎として、第2号に掲げる支給割合と、第21条第2項第5号の表に掲げる在職期間の区分に応じて定める割合を乗じて得た額とする。ただし、当該在職期間におけるその者の勤務成績が良好でない場合には、その額から、その者の勤務成績に応じて次項に定める額を減じて得た額とする。

一 基準日現在における次に掲げる額の合計額

イ 俸給

ロ イに対する地域手当

ハ イ及びロの合計額に100分の20を乗じて得た額

ニ イの月額に100分の25を乗じた額（業務上又は通勤による傷病以外の事由による休職者は除く。）

二 支給割合 100分の167.5

3 前項の勤務成績に応じて定める額は、期末特別手当の支給を受ける職員が同項に規定する在職期間において、次の各号に定める額とする。

一 懲戒処分を受けた場合は、前項の規定により算出した額に100分の40を乗じて得た額を超えない範囲内の額

二 前号以外の場合は、前項第1号のイ及びロの合計額を基礎として、前項第2号の表に掲げる

基準日の区分に応じて定める支給割合、第21条第2項第5号の表に掲げる在職期間の区分に応じて定める割合及び100分の20を乗じた額を超えない範囲内の額

- 4 前3項の規定に関するもののほか、期末特別手当の支給に関し必要な事項は、別に定める。
(特定の職員についての適用除外)

第24条 第11条、第12条、第14条、第17条、第18条、第21条及び第22条の規定は、指定職俸給表の適用を受ける職員には適用しない。

- 2 第17条の規定は、第12条に掲げる職員には適用しない。
(休職者の給与)

第25条 職員が業務上又は通勤による傷病により職員就業規則第11条第1項第1号に掲げる事由に該当して休職を命ぜられた場合には、その休職の期間中、これに給与の全額(労基法第76条による休業補償及び労災法第14条による休業補償給付を受ける額及び労働者災害補償保険特別支給金支給規則(昭和49年労働省令第30号)第3条による休業特別支給金を受ける額に相当する額を除く額)を支給する。

- 2 職員が前項の傷病以外の傷病により休職を命ぜられた場合には、その休職期間が1年(結核性疾病にあつては2年)に達するまでは、俸給、扶養手当、地域手当、住居手当、期末手当及び期末特別手当のそれぞれ100分の80を支給することができる。

- 3 職員が職員就業規則第11条第1項第2号に掲げる事由に該当して休職を命ぜられた場合には、その休職期間中、俸給、扶養手当、地域手当及び住居手当のそれぞれ100分の60以内を支給することができる。

- 4 職員が前3項に掲げる休職以外の休職を命ぜられた場合におけるその休職中の給与については、理事長が別に定める。

(育児休業者等の給与)

第26条 育児休業規則第3条の規定による育児休業等をする職員の給与については、次の各号に定めるとおりとする。

- 一 育児休業をしている期間については、給与を支給しない。
- 二 育児休業をしている職員のうち、次に掲げるものに該当する職員については前項の規定にかかわらず、当該基準日に係る期末手当、勤勉手当及び期末特別手当を支給することができる。
 - イ 第21条第1項に規定するそれぞれの基準日以前6箇月以内の期間において勤務した期間(これに相当する期間を含む。)がある職員
 - ロ 第22条第1項に規定するそれぞれの基準日以前6箇月以内の期間において勤務した期間がある職員
 - ハ 第23条第1項に規定するそれぞれの基準日以前6箇月以内の期間において勤務した期間(これに相当する期間を含む。)がある職員
- 三 職員が育児休業規則第18条の規定による育児部分休業の承認を受けて勤務しない場合には、その勤務しない1時間につき、第19条に規定する勤務1時間当たりの給与額を減額して給与を支給する。

- 四 前3項に規定するもののほか、育児休業等の給与に関し必要な事項は、別に定める。

(介護休業者の給与)

第27条 介護休業規則第22条の規定による介護休業及び介護部分休業をしている職員にかかる給与等については、その申し出をして勤務しない1時間につき、第19条に規定する勤務1時間当たり

の給与額を減額して給与を支給する。

(給与の減額)

第28条 職員が勤務しないときは、勤務時間等規則第6条、第9条若しくは第9条の2に規定する休日、勤務時間等規則第18条に規定する休暇又はその他勤務しないことにつき特に承認があった場合を除き、第19条に規定する勤務1時間当たりの給与額にその勤務しない時間数を乗じて得た額を減額して支給する。

2 当分の間、前項の規定にかかわらず、職員が傷病(業務上及び通勤による傷病を除く。)に係る療養のため、又は疾病に係る就業禁止の措置により、当該療養のための病気休暇又は当該措置の開始の日から起算して90日を超えて引き続き勤務しないときは、第5項に規定する日につき、俸給の半額を減ずる。

3 前項の規定により俸給の半額を減ぜられた場合における地域手当、期末手当、勤勉手当及び期末特別手当の算定の基礎となる俸給の月額は、当該半減後の額となる。

4 第2項の勤務しない期間には、病気休暇等(次に掲げる場合における病気休暇(以下「生理休暇等」という。)以外の病気休暇又は同項に規定する就業禁止の措置をいう。以下同じ。)の日(1日の勤務時間の一部を病気休暇等により勤務しない日を含む。)のほか、当該療養期間中の休日、代休日その他の勤務しない日(1日の勤務時間の一部を勤務しない日を含み、生理休暇等の日、生理休暇等に係る負傷又は疾病に係る療養期間中の休日、代休日その他の病気休暇等の日以外の勤務しない日及び1日の勤務時間の一部に勤務時間等規則第24条第3項に規定する育児部分休業等がある日であって、当該勤務時間のうち、当該育児部分休業等以外の勤務時間のすべてを勤務した日を除く。)が含まれるものとする。

一 生理により勤務が著しく困難な場合

二 業務上負傷し、若しくは疾病にかかり、又は通勤により負傷し、若しくは疾病にかかった場合

三 職員就業規則第49条の規定により勤務の軽減措置(日単位のものを除く)を受けた場合

5 第2項の規定により俸給の半額を減ずる日は、次の各号に掲げる場合のいずれに該当するかに応じ当該各号に定める日とし、当該各号の適用については、生理休暇等の期間(生理休暇等に係る負傷又は疾病に係る療養期間中の休日、代休日その他の病気休暇等の期間以外の勤務しない期間を含む。)及び引き続き勤務しない期間が8日以上(当該期間における勤務時間等規則第24条第3項に規定する要勤務日の日数が4日以上である期間に限る。)にわたる職員(この項の規定により勤務しない期間が引き続いていものとされる職員を含む。)が引き続き勤務しない期間の末日の翌日から勤務時間等規則第24条第3項に規定する実勤務日数が20日に達する日までの間に再度勤務しないこととなった場合における当該引き続き勤務しない期間の末日の翌日から当該再度勤務しないこととなった期間の初日の前日までの期間の前後の勤務しない期間は、引き続いていものとする。

一 一の負傷又は疾病による病気休暇等が引き続いてい場合 当該病気休暇等の開始の日から起算して90日の引き続き勤務しない期間を経過した後の引き続き勤務しない期間における病気休暇等の日(一回の勤務に割り振られた勤務時間のすべてを病気休暇等により勤務しなかった日に限る。次号において同じ。)

二 一の負傷又は疾病が治癒し、他の負傷又は疾病による病気休暇等が引き続いてい場合 当初の病気休暇等の開始の日から起算して90日の引き続き勤務しない期間を経過した後の引き続き

く勤務しない期間における病気休暇等の日

(日割計算)

第29条 新たに職員となった者には、その日から俸給を支給し、昇格等により、俸給月額に異動を生じた者には、その日から新たに定められた俸給を支給する。

2 職員が退職し、又は失職した場合には、その日までの俸給を支給する。

3 職員が死亡により退職した場合には、その月までの俸給を支給する。

4 第1項又は第2項の規定により、俸給を支給する場合であって、その月の初日から支給するとき以外のとき、又はその月の末日まで支給するとき以外のときは、その俸給額は、その月の現日数から勤務を要しない日数を差し引いた日数を基礎として日割りによって計算する。

5 第1項から前項までの規定は、第12条に規定する管理職手当、第13条に規定する地域手当の支給について準用する。

(端数計算)

第30条 第17条の規定により勤務1時間につき支給する時間外勤務手当、休日勤務手当又は夜勤手当の額及び第19条に規定する勤務時間1時間当たりの給与の額を算定する場合において、その額に50銭未満の端数を生じたときは、これを切り捨て、50銭以上1円未満の端数を生じたときは、これを1円に切り上げるものとする。

(端数の処理)

第31条 この規則により計算した確定金額に1円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てるものとする。

(給与の支払)

第32条 職員の給与は、本人が指定する預貯金口座に所要金額を振込む方法により支払うものとする。ただし、法令及び労使協定で定めるものにより職員の給与から控除すべき金額がある場合には、当該職員に支払うべき給与の金額から、当該金額を控除して支払うものとする。

(実施に関し必要な事項)

第33条 この規則の実施に関し必要な事項は、理事長が別に定める。

附 則

1 この規則は、平成13年4月1日から施行する。

2 平成30年3月31日までの間、職員（次の表の俸給表欄に掲げる俸給表の適用を受ける職員のうち、その職務の級が次の表の職務の級欄に掲げる職務の級以上である者であってその号俸がその職務の級における最低の号俸でないものに限る。以下この項及び次項において「特定職員」という。）に対する次に掲げる給与の支給に当たっては、当該特定職員が55歳に達した日後における最初の4月1日（特定職員以外の者が55歳に達した日後における最初の4月1日後に特定職員となった場合にあつては、特定職員となった日）以後、次の各号に掲げる給与の額から、それぞれ当該各号に定める額に相当する額を減ずる。

一 俸給月額 当該特定職員の俸給月額（当該特定職員が第28条第2項の規定の適用を受ける者である場合にあつては同項の規定により半額を減ぜられた俸給月額。以下同じ。）に100分の1.5を乗じて得た額（当該特定職員の俸給月額に100分の98.5を乗じて得た額が、当該特定職員の属する職務の級における最低の号俸の俸給月額（当該特定職員が同項の規定の適用を受ける者である場合にあつては、当該最低の号俸の俸給月額からその半額を減じた額。以下この号において同じ。）に達しない場合（以下この項、附則第4項及び第5項において「最低号俸に達しない

場合」という。)にあっては、当該特定職員の俸給月額から当該特定職員の属する職務の級における最低の号俸の俸給月額を減じた額(以下この項及び附則第4項において「俸給月額減額基礎額」という。))

二 地域手当 当該特定職員の俸給月額に対する地域手当の月額に100分の1.5を乗じて得た額(最低号俸に達しない場合にあっては、俸給月額減額基礎額に対する地域手当の月額)

三 期末手当 それぞれその基準日現在において当該特定職員が受けるべき俸給月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額(第21条第2項第2号に掲げる職員にあっては、当該合計額に、当該合計額に同号に規定する加算率を乗じて得た額(同項第3号に掲げる特定管理職員にあっては、その額に、俸給月額に同号に規定する加算率を乗じて得た額を加算した額)を加算した額)に、当該特定職員に支給される期末手当に係る同項第4号に規定する期別支給割合を乗じて得た額に、当該特定職員に支給される期末手当に係る同項第5号に規定する在職期間別割合を乗じて得た額に、100分の1.5を乗じて得た額(最低号俸に達しない場合にあっては、それぞれその基準日現在において当該特定職員が受けるべき俸給月額減額基礎額及びこれに対する地域手当の月額の合計額(同項第2号に掲げる職員にあっては、当該合計額に、当該合計額に同号に規定する加算率を乗じて得た額(同項第3号に掲げる特定管理職員にあっては、その額に、俸給月額減額基礎額に同号に規定する加算率を乗じて得た額を加算した額)を加算した額)に、当該特定職員に支給される期末手当に係る同項第4号に規定する期別支給割合を乗じて得た額に、当該特定職員に支給される期末手当に係る同項第5号に規定する在職期間別割合を乗じて得た額)

四 勤勉手当 それぞれその基準日現在において当該特定職員が受けるべき俸給月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額(第21条第2項第2号に掲げる職員にあっては、当該合計額に、当該合計額に同号に規定する加算率を乗じて得た額(同項第3号に掲げる特定管理職員にあっては、その額に、俸給月額に同号に規定する加算率を乗じて得た額を加算した額)を加算した額。附則第5項において「勤勉手当減額対象額」という。)に、当該特定職員に支給される勤勉手当に係る第22条第2項第2号に規定する期間率を乗じて得た額に、当該特定職員に支給される勤勉手当に係る同項第3号に規定する成績率を乗じて得た額に100分の1.5を乗じて得た額(最低号俸に達しない場合にあっては、それぞれその基準日現在において当該特定職員が受けるべき俸給月額減額基礎額及びこれに対する地域手当の月額の合計額(第21条第2項第2号に掲げる職員にあっては、当該合計額に、当該合計額に同号に規定する加算率を乗じて得た額(同項第3号に掲げる特定管理職員にあっては、その額に、俸給月額減額基礎額に同号に規定する加算率を乗じて得た額を加算した額)を加算した額。附則第5項において「勤勉手当減額基礎額」という。)に、当該特定職員に支給される勤勉手当に係る第22条第2項第2号に規定する期間率を乗じて得た額に、当該特定職員に支給される勤勉手当に係る同項第3号に規定する成績率を乗じて得た額)

五 第25条各項の規定により支給される給与 当該特定職員に適用される次に掲げる規定の区分に応じ、それぞれ次に定める額

イ 第25条第1項 前各号に定める額

ロ 第25条第2項 第1号から第3号までに定める額に100分の80を乗じて得た額

ハ 第25条第3項 第1号及び第2号に定める額に、同項の規定により当該特定職員に支給される給与に係る割合を乗じて得た額

ニ 第25条第4項 理事長が別に定める額

俸給表	職務の級
一般職俸給表	6級
教育職俸給表	4級

- 3 前項に規定するもののほか、特定職員以外の者が月の初日以外の日に特定職員となった場合における同項の減ずる額の計算その他これらの規定の実施に関し必要な事項は、別に定める。
- 4 附則第2項の規定により給与が減ぜられて支給される職員についての第17条各項、第26条第3号、第27条及び第28条第1項に規定する勤務1時間当たりの給与額は、第19条の規定にかかわらず、同条の規定により算出した給与額から、俸給月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額を1か月の平均所定勤務時間で除して得た額に100分の1.5を乗じて得た額（最低号俸に達しない場合にあつては、俸給月額減額基礎額及びこれに対する地域手当の月額の合計額を1か月の平均所定勤務時間で除して得た額）に相当する額を減じた額とする。
- 5 附則第2項の規定が適用される間、第22条第4項に定める額は、同項の規定にかかわらず、同項の規定により算出した額から、同項に掲げる職員で附則第2項の規定により給与が減ぜられて支給されるものの勤勉手当減額対象額に100分の1.275（特定管理職員にあつては、100分の1.575）を乗じて得た額（最低号俸に達しない場合にあつては、勤勉手当減額基礎額に100分の85（特定管理職員にあつては、100分の105）を乗じて得た額）の総額に相当する額を減じた額とする。
- 6 附則第2項の表の俸給表欄に掲げる俸給表の適用を受ける職員のうち、その職務の級が同表の職務の級欄に掲げる職務の級以上である者（以下この項において「特定職員」という。）の55歳に達した日後における最初の4月1日（特定職員以外の者が55歳に達した日後における最初の4月1日後に特定職員となった場合にあつては、特定職員となった日）以後の第12条第2項に規定する管理職手当の月額は、同項の規定にかかわらず、次の表に掲げる職名及び職務の級の区分に応じて定める支給額とする。

職名	職務の級	支給額
試験・研究統括官	教育職4級	105,296円
試験・研究副統括官、研究開発部長	教育職4級	92,097円
審議役、企画調整役、総務企画部長、事業部長、新テスト実施企画部長	一般職8級	92,590円
	一般職7級	87,172円
次長	一般職7級	87,172円
	一般職6級	81,853円
総務課長、事業第一課長、参事(実施方法第一グループ)	一般職6級	71,609円

ブ担当)		
上記以外の課長及び参事、 主幹	一般職6級	61,365円

附 則

この規則は、平成13年11月30日から施行し、平成13年4月1日から適用する。

附 則

- 1 この規則は、平成14年12月1日（以下「施行日」という。）から施行する。
（職務の級における最高の号俸を超える俸給月額等の切替え等）
- 2 施行日の前日において職務の級における最高の号俸を超える俸給月額を受けていた職員の施行日における俸給月額及びこれを受ける期間に通算されることとなる期間は、給与法適用職員の例に準ずる。
（施行日前の異動者の号俸等の調整）
- 3 施行日前に職務の級を異にして異動した職員及び号俸又は俸給月額算定の計算過程において昇格したこととなる職員の施行日における号俸又は俸給月額及びこれらを受けることとなる期間については、その者が施行日において職務の級を異にする異動等をしたものとした場合との権衡上必要と認められる限度において、給与法適用職員の例に準じて、必要な調整を行うことができる。
（職員が受けていた号俸等の基礎）
- 4 前2項の規定の適用については、職員が属していた職務の級及びその者が受けていた号俸又は俸給月額は、この規則による改正前の独立行政法人大学入試センター職員給与規則（以下「職員給与規則」という。）の規定に従って定められたものでなければならない。
（平成14年12月に支給する期末手当及び期末特別手当に関する特例措置）
- 5 平成14年12月に支給する期末手当又は期末特別手当（以下この項において「期末手当等」という。）の額は、この規則による改正後の職員給与規則（以下この項において「改正後の職員給与規則」という。）第23条第2項又は第25条第2項の規定にかかわらず、これらの規定により算定される期末手当等の額（以下この項において「基準額」という。）から、第1号に掲げる額から第2号に掲げる額を減じた額に相当する額を減じた額（同号に掲げる額が第1号に掲げる額を超える場合には、その超える額に相当する額を基準額に加えた額）とする。この場合において、第1号に掲げる額から第2号に掲げる額を減じた額が基準額以上になるときは、期末手当等は、支給しない。
 - 一 平成14年12月1日（期末手当等について改正後の職員給与規則第23条第1項後段又は第25条第1項後段の規定の適用を受ける職員にあっては、退職し、若しくは失職し、又は死亡した日。以下この号において「基準日」という。）まで引き続いて在職した期間で同年4月1日から施行日の前日までのもの（次号において「継続在職期間」という。）について支給される給与のうち俸給及び扶養手当並びにこれらの額の改定により額が変動することとなる給与（次号において「俸給等」という。）の額の合計額
 - 二 継続在職期間について改正後の職員給与規則の規定による俸給月額（継続在職期間において職務の級における最高の号俸を超える俸給月額を受けていた期間がある職員にあっては、当該期間について給与法適用職員の例に準じて算定した俸給月額）及び改正後の職員給与規則の規

定による扶養手当の額により算定した場合の俸給等の額の合計額

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、平成15年4月1日から施行する。
(平成15年6月に支給する期末手当及び期末特別手当に関する経過措置)
- 2 平成15年6月に支給する期末手当及び期末特別手当に関するこの規則による改正後の独立行政法人大学入試センター職員給与規則(以下次項において「改正後の職員給与規則」という。)第23条第2項及び第25条第2項の規定の適用については、これらの規定中「6箇月以内」とあるのは「3箇月以内」と、第23条第2項第1号及び第25条第2項第1号中「6箇月」とあるのは「3箇月」と、第23条第2項第2号及び第25条第2項第2号中「5箇月以上6箇月未満」とあるのは「2箇月15日以上3箇月未満」と、第23条第2項第3号及び第25条第2項第3号中「3箇月以上5箇月未満」とあるのは「1箇月15日以上2箇月15日未満」と、第23条第2項第4号及び第25条第2項第4号中「3箇月未満」とあるのは「1箇月15日未満」とする。
- 3 平成15年6月1日に育児休業をしている職員の同日に係る期末手当及び期末特別手当に関する改正後の職員給与規則第29条第2号イ及びハの規定の適用については、これらの規定中「6箇月以内」とあるのは「3箇月以内」とする。

附 則

この規則は、平成15年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、平成15年11月1日(以下「施行日」という。)から施行する。
(職務の級における最高の号俸を超える俸給月額等の切替え等)
- 2 施行日の前日において職務の級における最高の号俸を超える俸給月額を受けていた職員の施行日における俸給月額及びこれを受ける期間に通算されることとなる期間は、給与法適用職員の例に準ずる。
(施行日前の異動者の号俸等の調整)
- 3 施行日前に職務の級を異にして異動した職員及び号俸又は俸給月額算定の計算過程において昇格をしたこととなる職員の施行日における号俸又は俸給月額及びこれらを受けることとなる期間については、その者が施行日において職務の級を異にする異動等をしたものとした場合との権衡上必要と認められる限度において、給与法適用職員の例に準じて、必要な調整を行うことができる。

(職員が受けていた号俸等の基礎)

- 4 前2項の規定の適用については、職員が属していた職務の級及びその者が受けていた号俸又は俸給月額は、この規則による改正前の職員給与規則の規定に従って定められたものでなければならない。

附 則

この規則は、平成16年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、平成16年11月1日(以下「施行日」という。)から施行する。

(教育職俸給表の適用を受ける職員の職務の級の切替え)

- 2 施行日の前日においてこの規則による改正前の独立行政法人大学入試センター職員給与規則(以下「改正前の職員給与規則」という。)の教育職俸給表の適用を受けていた職員で施行日においてこの規則による改正後の独立行政法人大学入試センター職員給与規則(以下「改正後の職員給与規則」という。)の教育職俸給表の適用を受けることとなるものの施行日における職務の級(以下「新級」という。)は、施行日の前日においてこれらの者が属していた職務の級(以下「旧級」という。)に対応する附則別表の新級欄に定める職務の級とする。

(教育職俸給表の適用を受ける職員の号俸の切替え等)

- 3 前項の規定により新級を決定される職員(附則第5項に規定する職員を除く。)の施行日における号俸(次項において「新号俸」という。)は、施行日の前日においてその者が受けていた号俸(次項において「旧号俸」という。)と同じ号数の号俸とする。
- 4 前項の規定により新号俸を決定される職員に対する施行日以降における最初の改正後の職員給与規則第9条第1項若しくは第2項ただし書又は一般職の職員の給与に関する法律及び一般職の任期付研究員の採用、給与及び勤務時間の特例に関する法律の一部を改正する法律(平成10年法律第120号)附則第12項の規定の準用については、旧号俸を受けていた期間を新号俸を受ける期間に通算する。

(教育職俸給表の適用を受ける職員の職務の級における最高の号俸を超える俸給月額等の切替え等)

- 5 附則第2項の規定により新級を決定される職員のうち、施行日の前日において旧級における最高の号俸を超える俸給月額を受けていた職員の施行日における俸給月額及びこれを受ける期間に通算されることとなる期間は、給与法適用職員の例に準ずる。

(職員が受けていた号俸等の基礎)

- 6 附則第2項から前項までの規定の適用については、職員が属していた職務の級及びその者が受けていた号俸又は俸給月額は、この規則による改正前の職員給与規則の規定に従って定められたものでなければならない。

(その他)

- 7 この規則に定めのない事項については、給与法適用職員の例に準ずる。

附則別表 教育職俸給表の適用を受ける職員の職務の級の切替表

俸給表	旧 級	新 級
教育職俸給表	2 級	1 級
	3 級	2 級
	4 級	3 級
	5 級	4 級

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、平成17年12月1日(以下「施行日」という。)から施行する。
(職務の級における最高の号俸を超える俸給月額等の切替え等)
- 2 施行日の前日において職務の級における最高の号俸を超える俸給月額を受けていた職員の施行日における俸給月額及びこれを受ける期間に通算されることとなる期間は、給与法適用職員の例に準ずる。

(施行日前の異動者の号俸等の調整)

- 3 施行日前に職務の級を異にして異動した職員及び号俸又は俸給月額算定の計算過程において昇格をしたこととなる職員の施行日における号俸又は俸給月額及びこれらを受けることとなる期間については、その者が施行日において職務の級を異にする異動等をしたものとした場合との権衡上必要と認められる限度において、給与法適用職員の例に準じて、必要な調整を行うことができる。

(職員が受けていた号俸等の基礎)

- 4 前2項の規定の適用については、職員が属していた職務の級及びその者が受けていた号俸又は俸給月額は、この規則による改正前の独立行政法人大学入試センター職員給与規則(以下「職員給与規則」という。)の規定に従って定められたものでなければならない。

(平成17年12月に支給する期末手当及び期末特別手当に関する特例措置)

- 5 平成17年12月に支給する期末手当又は期末特別手当(以下この項において「期末手当等」という。)の額は、この規則による改正後の職員給与規則第23条第2項又は第25条第2項の規定にかかわらず、これらの規定により算定される期末手当等の額(以下この項において「基準額」という。)から次に掲げる額の合計額に相当する額を減じた額とする。この場合において、当該相当する額が基準額以上となるときは、期末手当等は、支給しない。

- 一 平成17年4月1日(同月2日から同年12月1日までの間に新たに職員となった者にあつては、その新たに職員となった日)において職員が受けるべき俸給、扶養手当、管理職手当、調整手当、住居手当及び単身赴任手当(職員給与規則第17条第2項に規定する加算した額を除く。)の月額合計額に100分の0.36を乗じて得た額に、同年4月から施行日の属する月の前月までの月数(同年4月1日から施行日の前日までの期間において在職しなかった期間、俸給を支給されなかった期間がある職員にあつては、当該月数から当該期間を考慮して給与法適用職員の例に準ずる月数を減じた月数)を乗じて得た額

- 二 平成17年6月に支給された期末手当及び勤勉手当の合計額又は期末特別手当の額に100分の0.36を乗じて得た額

(その他)

- 6 この規則の実施に関し必要な事項は、給与法適用職員の例に準ずるもののほか、理事長が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、平成18年4月1日から施行する。

(特定の職務の級の切替え)

- 2 平成18年4月1日(以下「切替日」という。)の前日においてその者が属していた職務の級(以下「旧級」という。)が附則別表第1に掲げられている職務の級であった職員の切替日における職務の級(以下「新級」という。)は、旧級に対応する同表の新級欄に定める職務の級とする。

(号俸の切替)

- 3 切替日の前日において一般職俸給表及び教育職俸給表の適用を受けていた職員の切替日における号俸(以下「新号俸」という。)は、旧級、切替日の前日においてその者が受けていた号俸(以下「旧号俸」という。)若しくは職務の級における最高の号俸を超える俸給月額を受けていた職員の俸給月額(以下「旧俸給月額」という。)及びその者が旧号俸若しくは旧俸給月額を受けていた

期間（以下「経過期間」という。）に応じて附則別表第2に定める号俸とし、指定職俸給表の適用を受けていた職員の新号俸は、旧号俸に対応する附則別表第3の新号俸欄に定める号俸とする。

（切替日前の異動者の号俸の調整）

- 4 切替日前に職務の級を異にして異動した職員の新号俸については、その者が切替日において職務の級を異にする異動をしたものとした場合との権衡上必要と認められる限度において必要な調整を行うことができる。

（職員が受けていた号俸の基礎）

- 5 附則第2項から前項までの規定の適用については、これらに規定する職員が属していた職務の級及びその者が受けていた号俸又は俸給月額、この規則による改正前の独立行政法人大学入試センター職員給与規則（以下「職員給与規則」という。）の規定に従って定められたものでなければならない。

（俸給の切替えに伴う経過措置）

- 6 切替日の前日から引き続き同一の俸給表の適用を受ける職員で、その者の受ける俸給月額が同日において受けていた俸給月額（独立行政法人大学入試センター職員給与規則の一部を改正する規則（平成21年規則第22号。第1号において「平成21年改正規則」という。）の施行の日において次の各号に掲げる職員である者にあつては、当該俸給月額に当該各号に定める割合を乗じて得た額とし、その額に1円未満の端数を生じたときはこれを切り捨てた額とする。）に達しないこととなるものには、平成26年3月31日までの間、俸給月額のほか、その差額に相当する額（附則第2項の表の俸給表欄に掲げる俸給表の適用を受ける職員のうち、その職務の級が附則第2項の表の職務の級欄に掲げる職務の級以上である者（以下この項において「特定職員」という。）にあつては、55歳に達した日後における最初の4月1日（特定職員以外の者が55歳に達した日後における最初の4月1日後に特定職員となった場合にあつては、特定職員となった日）以後、当該額に100分の98.5を乗じて得た額）を俸給として支給する。ただし、切替日の前日から引き続き休職している職員、切替日以降に降格をした職員並びに人事交流等により国又は他の独立行政法人等から引き続き職員となった者にあつては、理事長が定めるところにより俸給を支給することができる。

一 平成21年改正規則附則第2項に規定する減額改定対象職員（次号に掲げる職員を除く。） 100分の99.1

二 指定職俸給表の適用を受ける職員 100分の98.94

三 前2号に掲げる職員以外の職員 100分の99.34

（平成22年3月31日までの間における特例）

- 7 平成22年3月31日までの間における次の表の左欄に掲げる職員給与規則の規定の適用については、これらの規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ右欄に掲げる字句とする。

第10条第2項	4号俸	3号俸（平成19年1月1日においては「2号俸」）
	3号俸	2号俸（平成19年1月1日においては「1号俸」）
第10条第3項	4号俸	3号俸（平成19年1月1日においては「2号俸」）
	3号俸	2号俸（平成19年1月1日においては「1号俸」）
	2号俸	1号俸（平成19年1月1日においては「昇給なし」）
第13条第1項	100分の18	100分の13

（俸給の半減の特例）

8 切替日の前日において、病気休暇の開始日から起算して90日を超えて引き続き勤務しないことにより俸給が半減されている職員が、切替日後も引き続き勤務しないこととなる場合には、当該病気休暇が継続する間に限り改正前の職員給与規則第31条第2項の規定により俸給の半額を減ずるものとする。

附則別表第1 職務の級の切替表（第2項関係）

俸給表	旧 級	新 級
一般職	1 級	1 級
	2 級	
	3 級	2 級
	4 級	3 級
	5 級	
	6 級	4 級
	7 級	5 級
	8 級	6 級
	9 級	7 級
	10 級	8 級
	11 級	9 級
10 級		

附則別表第2 号俸の切替表(第3項関係)

一般職俸給表の適用を受ける職員の新号俸

旧号俸	旧級		1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級	9級	10級
	経過期間											
1	3月未満				1	1	5	1	1	1	1	1
	3月以上6月未満				2	1	6	1	1	1	1	1
	6月以上9月未満				3	1	7	1	1	1	1	1
	9月以上12月未満				4	1	8	1	1	1	1	1
	12月以上				5	1	9	1	1	1	1	1
2	3月未満		1	25	5	1	9	1	1	1	1	1
	3月以上6月未満		2	26	6	2	10	1	1	1	1	1
	6月以上9月未満		3	27	7	3	11	1	1	1	1	1
	9月以上12月未満		4	28	8	4	12	1	1	1	1	1
	12月以上		5	29	9	5	13	1	1	1	1	1
3	3月未満		5	29	9	5	13	1	1	1	1	1
	3月以上6月未満		6	30	10	6	14	2	1	1	1	1
	6月以上9月未満		7	31	11	7	15	3	1	1	1	1
	9月以上12月未満		8	32	12	8	16	4	1	1	1	1
	12月以上		9	33	13	9	17	5	1	1	1	1
4	3月未満		9	33	13	9	17	5	1	1	1	1
	3月以上6月未満		10	34	14	10	18	6	2	1	1	1
	6月以上9月未満		11	35	15	11	19	7	3	1	1	1
	9月以上12月未満		12	36	16	12	20	8	4	1	1	1
	12月以上		13	37	17	13	21	9	5	1	1	1
5	3月未満		13	37	17	13	21	9	5	1	1	1
	3月以上6月未満		14	38	18	14	22	10	6	2	1	1
	6月以上9月未満		15	39	19	15	23	11	7	3	1	1
	9月以上12月未満		16	40	20	16	24	12	8	4	1	1
	12月以上		17	41	21	17	25	13	9	5	1	1
6	3月未満		17	41	21	17	25	13	9	5	1	1
	3月以上6月未満		18	42	22	18	26	14	10	6	2	1
	6月以上9月未満		19	43	23	19	27	15	11	7	3	1
	9月以上12月未満		20	44	24	20	28	16	12	8	4	1
	12月以上		21	45	25	21	29	17	13	9	5	1
7	3月未満		21	45	25	21	29	17	13	9	5	1
	3月以上6月未満		22	46	26	22	30	18	14	10	6	2
	6月以上9月未満		23	47	27	23	31	19	15	11	7	3
	9月以上12月未満		24	48	28	24	32	20	16	12	8	4
	12月以上		25	49	29	25	33	21	17	13	9	5
8	3月未満		25	49	29	25	33	21	17	13	9	5
	3月以上6月未満		26	50	30	26	34	22	18	14	10	6
	6月以上9月未満		27	51	31	27	35	23	19	15	11	7
	9月以上12月未満		28	52	32	28	36	24	20	16	12	8
	12月以上		29	53	33	29	37	25	21	17	13	9
9	3月未満		29	53	33	29	37	25	21	17	13	9
	3月以上6月未満		29	54	34	30	38	26	22	18	14	10
	6月以上9月未満		30	55	35	31	39	27	23	19	15	11
	9月以上12月未満		30	56	36	32	40	28	24	20	16	12
	12月以上		31	57	37	33	41	29	25	21	17	13
10	3月未満		31	57	37	33	41	29	25	21	17	13
	3月以上6月未満		31	58	38	34	42	30	26	22	18	14
	6月以上9月未満		32	59	39	35	43	31	27	23	19	15
	9月以上12月未満		32	60	40	36	44	32	28	24	20	16
	12月以上		33	61	41	37	45	33	29	25	21	17
11	3月未満		33	61	41	37	45	33	29	25	21	17
	3月以上6月未満		33	62	42	38	46	34	30	26	22	18
	6月以上9月未満		33	63	43	39	47	35	31	27	23	19
	9月以上12月未満		34	64	44	40	48	36	32	28	24	20
	12月以上		34	65	45	41	49	37	33	29	25	21

12	3月未滿	34	65	45	41	49	37	33	29	25	21
	3月以上6月未滿	34	66	46	42	50	38	34	30	26	22
	6月以上9月未滿	35	67	47	43	51	39	35	31	27	23
	9月以上12月未滿	35	68	48	44	52	40	36	32	28	24
	12月以上	35	69	49	45	53	41	37	33	29	25
13	3月未滿	35	69	49	45	53	41	37	33	29	25
	3月以上6月未滿	36	70	50	46	54	42	38	34	30	26
	6月以上9月未滿	36	71	51	47	55	43	39	35	31	27
	9月以上12月未滿	36	72	52	48	56	44	40	36	32	28
	12月以上	37	73	53	49	57	45	41	37	33	29
14	3月未滿	37	73	53	49	57	45	41	37	33	29
	3月以上6月未滿	37	74	54	49	58	46	42	38	34	30
	6月以上9月未滿	37	75	55	50	59	47	43	39	35	31
	9月以上12月未滿	37	76	56	50	60	48	44	40	36	32
	12月以上	38	77	57	51	61	49	45	41	37	33
15	3月未滿	38	77	57	51	61	49	45	41	37	33
	3月以上6月未滿	38	78	58	51	62	50	46	42	38	34
	6月以上9月未滿	38	79	59	52	63	51	47	43	39	35
	9月以上12月未滿	38	80	60	52	64	52	48	44	40	36
	12月以上	39	81	61	53	65	53	49	45	41	37
16	3月未滿	39	81	61	53	65	53	49	45	41	
	3月以上6月未滿	39	82	62	54	66	54	50	46	42	
	6月以上9月未滿	39	83	63	55	67	55	51	47	43	
	9月以上12月未滿	39	84	64	56	68	56	52	48	44	
	12月以上	40	85	65	57	69	57	53	49	45	
17	3月未滿		85	65	57	69	57	53	49	45	
	3月以上6月未滿		86	66	57	70	58	54	50	46	
	6月以上9月未滿		87	67	58	71	59	55	51	47	
	9月以上12月未滿		88	68	58	72	60	56	52	48	
	12月以上		89	69	59	73	61	57	53	49	
18	3月未滿		89	69	59	73	61	57	53	49	
	3月以上6月未滿		90	70	59	74	62	58	54	50	
	6月以上9月未滿		91	71	60	75	63	59	55	51	
	9月以上12月未滿		92	72	60	76	64	60	56	52	
	12月以上		93	73	61	77	65	61	57	53	
19	3月未滿		93	73	61	77	65	61	57		
	3月以上6月未滿		93	74	61	78	66	62	58		
	6月以上9月未滿		93	75	61	79	67	63	59		
	9月以上12月未滿		93	76	62	80	68	64	60		
	12月以上		93	77	62	81	69	65	61		
20	3月未滿			77	62	81	69	65	61		
	3月以上6月未滿			78	62	82	70	66	62		
	6月以上9月未滿			79	63	83	71	67	63		
	9月以上12月未滿			80	63	84	72	68	64		
	12月以上			81	63	85	73	69	65		
21	3月未滿			81	63	85	73	69	65		
	3月以上6月未滿			82	64	86	74	70	66		
	6月以上9月未滿			83	64	87	75	71	67		
	9月以上12月未滿			84	64	88	76	72	68		
	12月以上			85	65	89	77	73	69		
22	3月未滿			85	65	89	77	73			
	3月以上6月未滿			86	65	90	78	74			
	6月以上9月未滿			87	66	91	79	75			
	9月以上12月未滿			88	66	92	80	76			
	12月以上			89	67	93	81	77			
23	3月未滿			89	67	93	81				
	3月以上6月未滿			90	67	94	82				
	6月以上9月未滿			91	68	95	83				
	9月以上12月未滿			92	68	96	84				
	12月以上			93	69	97	85				

24	3月未滿			93	69	97	85				
	3月以上6月未滿			94	70	98	86				
	6月以上9月未滿			95	71	99	87				
	9月以上12月未滿			96	72	100	88				
	12月以上			97	73	101	89				
25	3月未滿			97	73	101					
	3月以上6月未滿			98	73	102					
	6月以上9月未滿			99	74	103					
	9月以上12月未滿			100	74	104					
	12月以上			101	75	105					
26	3月未滿			101	75	105					
	3月以上6月未滿			102	75	106					
	6月以上9月未滿			103	76	107					
	9月以上12月未滿			104	76	108					
	12月以上			105	77	109					
27	3月未滿			105	77						
	3月以上6月未滿			106	78						
	6月以上9月未滿			107	79						
	9月以上12月未滿			108	80						
	12月以上			109	81						
28	3月未滿			109	81						
	3月以上6月未滿			110	82						
	6月以上9月未滿			111	83						
	9月以上12月未滿			112	84						
	12月以上			113	85						
29	3月未滿			113							
	3月以上6月未滿			114							
	6月以上9月未滿			115							
	9月以上12月未滿			116							
	12月以上			117							
30	3月未滿			117							
	3月以上6月未滿			118							
	6月以上9月未滿			119							
	9月以上12月未滿			120							
	12月以上			121							
31	3月未滿			121							
	3月以上6月未滿			122							
	6月以上9月未滿			123							
	9月以上12月未滿			124							
	12月以上			125							
32	3月未滿			125							
	3月以上6月未滿			125							
	6月以上9月未滿			125							
	9月以上12月未滿			125							
	12月以上			125							
梓外1	3月未滿				85	109	89	77	69	53	37
	3月以上6月未滿				85	110	90	78	70	54	38
	6月以上9月未滿				86	111	91	79	71	55	39
	9月以上12月未滿				86	112	92	80	72	56	40
	12月以上				87	113	93	81	73	57	41
梓外2	3月未滿				87			81	73	57	41
	3月以上6月未滿				87			82	74	58	42
	6月以上9月未滿				88			83	75	59	43
	9月以上12月未滿				88			84	76	60	44
	12月以上				89			85	77	61	45
梓外3	3月未滿				89						
	3月以上6月未滿				90						
	6月以上9月未滿				91						
	9月以上12月未滿				92						
	12月以上				93						

榨外4	3月未滿				93						
	3月以上6月未滿				94						
	6月以上9月未滿				95						
	9月以上12月未滿				96						
	12月以上				97						
榨外5	3月未滿				97						
	3月以上6月未滿				98						
	6月以上9月未滿				99						
	9月以上12月未滿				100						
	12月以上				101						
榨外6	3月未滿				101						
	3月以上6月未滿				102						
	6月以上9月未滿				103						
	9月以上12月未滿				104						
	12月以上				105						
榨外7	3月未滿				105						
	3月以上6月未滿				106						
	6月以上9月未滿				107						
	9月以上12月未滿				108						
	12月以上				109						
榨外8	3月未滿				109						
	3月以上6月未滿				109						
	6月以上9月未滿				110						
	9月以上12月未滿				110						
	12月以上				111						
榨外9	3月未滿				111						
	3月以上6月未滿				111						
	6月以上9月未滿				112						
	9月以上12月未滿				112						
	12月以上				113						

教育職俸給表の適用を受ける職員の新号俸

旧号俸	旧級				
	経過期間	1級	2級	3級	4級
1	3月未満		1	1	1
	3月以上6月未満		1	1	1
	6月以上9月未満		1	1	1
	9月以上12月未満		1	1	1
	12月以上		1	1	1
2	3月未満	1	1	1	1
	3月以上6月未満	2	2	1	1
	6月以上9月未満	3	3	1	1
	9月以上12月未満	4	4	1	1
	12月以上	5	5	1	1
3	3月未満	5	5	1	1
	3月以上6月未満	6	6	1	1
	6月以上9月未満	7	7	1	1
	9月以上12月未満	8	8	1	1
	12月以上	9	9	1	1
4	3月未満	9	9	1	1
	3月以上6月未満	10	10	2	1
	6月以上9月未満	11	11	3	1
	9月以上12月未満	12	12	4	1
	12月以上	13	13	5	1
5	3月未満	13	13	5	1
	3月以上6月未満	14	14	6	1
	6月以上9月未満	15	15	7	1
	9月以上12月未満	16	16	8	1
	12月以上	17	17	9	1
6	3月未満	17	17	9	1
	3月以上6月未満	18	18	10	2
	6月以上9月未満	19	19	11	3
	9月以上12月未満	20	20	12	4
	12月以上	21	21	13	5
7	3月未満	21	21	13	5
	3月以上6月未満	22	22	14	6
	6月以上9月未満	23	23	15	7
	9月以上12月未満	24	24	16	8
	12月以上	25	25	17	9
8	3月未満	25	25	17	9
	3月以上6月未満	26	26	18	10
	6月以上9月未満	27	27	19	11
	9月以上12月未満	28	28	20	12
	12月以上	29	29	21	13
9	3月未満	29	29	21	13
	3月以上6月未満	30	30	22	14
	6月以上9月未満	31	31	23	15
	9月以上12月未満	32	32	24	16
	12月以上	33	33	25	17
10	3月未満	33	33	25	17
	3月以上6月未満	34	34	26	18
	6月以上9月未満	35	35	27	19
	9月以上12月未満	36	36	28	20
	12月以上	37	37	29	21
11	3月未満	37	37	29	21
	3月以上6月未満	38	38	30	22
	6月以上9月未満	39	39	31	23
	9月以上12月未満	40	40	32	24
	12月以上	41	41	33	25

12	3月未滿	41	41	33	25
	3月以上6月未滿	42	42	34	26
	6月以上9月未滿	43	43	35	27
	9月以上12月未滿	44	44	36	28
	12月以上	45	45	37	29
13	3月未滿	45	45	37	29
	3月以上6月未滿	46	46	38	30
	6月以上9月未滿	47	47	39	31
	9月以上12月未滿	48	48	40	32
	12月以上	49	49	41	33
14	3月未滿	49	49	41	33
	3月以上6月未滿	50	50	42	34
	6月以上9月未滿	51	51	43	35
	9月以上12月未滿	52	52	44	36
	12月以上	53	53	45	37
15	3月未滿	53	53	45	37
	3月以上6月未滿	54	54	46	38
	6月以上9月未滿	55	55	47	39
	9月以上12月未滿	56	56	48	40
	12月以上	57	57	49	41
16	3月未滿	57	57	49	41
	3月以上6月未滿	58	58	50	42
	6月以上9月未滿	59	59	51	43
	9月以上12月未滿	60	60	52	44
	12月以上	61	61	53	45
17	3月未滿	61	61	53	45
	3月以上6月未滿	62	62	54	46
	6月以上9月未滿	63	63	55	47
	9月以上12月未滿	64	64	56	48
	12月以上	65	65	57	49
18	3月未滿	65	65	57	49
	3月以上6月未滿	66	66	58	50
	6月以上9月未滿	67	67	59	51
	9月以上12月未滿	68	68	60	52
	12月以上	69	69	61	53
19	3月未滿	69	69	61	53
	3月以上6月未滿	70	70	62	54
	6月以上9月未滿	71	71	63	55
	9月以上12月未滿	72	72	64	56
	12月以上	73	73	65	57
20	3月未滿	73	73	65	57
	3月以上6月未滿	74	74	66	58
	6月以上9月未滿	75	75	67	59
	9月以上12月未滿	76	76	68	60
	12月以上	77	77	69	61
21	3月未滿	77	77	69	61
	3月以上6月未滿	78	78	70	62
	6月以上9月未滿	79	79	71	63
	9月以上12月未滿	80	80	72	64
	12月以上	81	81	73	65
22	3月未滿	81	81	73	65
	3月以上6月未滿	82	82	74	66
	6月以上9月未滿	83	83	75	67
	9月以上12月未滿	84	84	76	68
	12月以上	85	85	77	69
23	3月未滿	85	85	77	69
	3月以上6月未滿	86	86	78	70
	6月以上9月未滿	87	87	79	71
	9月以上12月未滿	88	88	80	72
	12月以上	89	89	81	73

24	3月未滿	89	89	81	
	3月以上6月未滿	90	90	82	
	6月以上9月未滿	91	91	83	
	9月以上12月未滿	92	92	84	
	12月以上	93	93	85	
25	3月未滿	93	93	85	
	3月以上6月未滿	94	94	86	
	6月以上9月未滿	95	95	87	
	9月以上12月未滿	96	96	88	
	12月以上	97	97	89	
26	3月未滿	97	97	89	
	3月以上6月未滿	98	98	90	
	6月以上9月未滿	99	99	91	
	9月以上12月未滿	100	100	92	
	12月以上	101	101	93	
27	3月未滿	101	101		
	3月以上6月未滿	102	102		
	6月以上9月未滿	103	103		
	9月以上12月未滿	104	104		
	12月以上	105	105		
28	3月未滿	105	105		
	3月以上6月未滿	106	106		
	6月以上9月未滿	107	107		
	9月以上12月未滿	108	108		
	12月以上	109	109		
29	3月未滿	109			
	3月以上6月未滿	110			
	6月以上9月未滿	111			
	9月以上12月未滿	112			
	12月以上	113			
30	3月未滿	113			
	3月以上6月未滿	114			
	6月以上9月未滿	115			
	9月以上12月未滿	116			
	12月以上	117			
31	3月未滿	117			
	3月以上6月未滿	118			
	6月以上9月未滿	119			
	9月以上12月未滿	120			
	12月以上	121			
32	3月未滿	121			
	3月以上6月未滿	122			
	6月以上9月未滿	123			
	9月以上12月未滿	124			
	12月以上	125			
33	3月未滿	125			
	3月以上6月未滿	126			
	6月以上9月未滿	127			
	9月以上12月未滿	128			
	12月以上	129			
34	3月未滿	129			
	3月以上6月未滿	130			
	6月以上9月未滿	131			
	9月以上12月未滿	132			
	12月以上	133			
枠外1	3月未滿	133	109	93	73
	3月以上6月未滿	134	110	94	74
	6月以上9月未滿	135	111	95	75
	9月以上12月未滿	136	112	96	76
	12月以上	137	113	97	77

粹外2	3月未満	137	113	97	77
	3月以上6月未満	138	114	98	78
	6月以上9月未満	139	115	99	79
	9月以上12月未満	140	116	100	80
	12月以上	141	117	101	81
粹外3	3月未満	141	117	101	81
	3月以上6月未満	141	117	101	81
	6月以上9月未満	141	117	101	81
	9月以上12月未満	141	117	101	81
	12月以上	141	117	101	81

附則別表第3 指定職俸給表の適用を受ける職員の号俸の切替表（第3項関係）

旧号俸	新号俸
1 から 4 まで	1
5	2
6	3
7	4
8	5
9	6
10	7
11	8

附 則

（施行期日）

- この規則は、平成19年4月1日から施行する。
（平成23年3月31日までの間における経過措置）
- 施行日の前日から本センターに在職する職員のうち、同日から引き続いて改正後の職員給与規則第12条の規定による管理職手当の支給を受ける職員で、その者の受ける管理職手当の額が同日において受けていた管理職手当の額（以下「経過措置基準額」という。）に達しないこととなる職員には、当該管理職手当の額のほか、当該管理職手当の額と経過措置基準額との差額に相当する額に次の表の期間の区分に応じた割合を乗じて得た額（その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）を管理職手当として支給する。

期 間	割 合
平成19年4月1日から平成20年3月31日まで	100分の100
平成20年4月1日から平成21年3月31日まで	100分の75
平成21年4月1日から平成22年3月31日まで	100分の50
平成22年4月1日から平成23年3月31日まで	100分の25

（平成22年3月31日までの間における経過措置）

- 平成22年3月31日までの間における職員給与規則第13条第1項の適用については、100分の14とする。

附 則

（施行期日）

- この規則は、平成19年12月1日から施行し、平成19年4月1日から適用する。
（平成22年3月31日までの間における経過措置）
- 平成22年3月31日までの間における独立行政法人大学入試センター職員給与規則第13条第1項の適用については、100分の14.5とする。
（平成19年12月に支給する勤勉手当に関する経過措置）
- 平成19年12月に支給する勤勉手当の成績率は、附則別表のとおりとする。

附則別表

	特定管理職員以外	特定管理職員
--	----------	--------

特に優秀な職員	100分の95.5以上 100分の155以下	100分の121.5以上 100分の195以下
優秀な職員	100分の85以上 100分の95.5未満	100分の108以上 100分の121.5未満
良好な職員	100分の74.5	100分の94.5
訓告、嚴重注意を受けた職員又は良好でない職員	100分の74.5未満	100分の94.5未満
停職処分を受けた職員	100分の36	100分の31
減給処分を受けた職員	100分の46	100分の41
戒告処分を受けた職員	100分の56	100分の51

附 則

(施行期日)

- この規則は、平成20年4月1日から施行する。
(平成22年3月31日までの間における経過措置)
- 平成22年3月31日までの間における職員給与規則第13条第1項の適用については、100分の16とする。

附 則

(施行期日)

- この規則は、平成21年4月1日から施行する。
(平成22年3月31日までの間における経過措置)
- 平成22年3月31日までの間における職員給与規則第13条第1項の適用については、100分の17とする。

附 則

(施行期日)

- この規則は、平成21年6月15日から施行し、平成21年6月1日から適用する。
(平成21年6月に支給する期末手当に関する特例)
- 平成21年6月に支給する期末手当の期別支給割合は、第21条第2項第4号の規定にかかわらず、附則別表第一のとおりとする。
(平成21年6月に支給する勤勉手当に関する特例)
- 平成21年6月に支給する勤勉手当の成績率は、第22条第2項第3号の規定にかかわらず、附則別表第二のとおりとする。
- 平成21年6月に支給する勤勉手当の支給総額は、第22条第4項第2号の表を附則別表第三に読み替えて適用する。
(平成21年6月に支給する期末特別手当に関する特例)
- 平成21年6月に支給する期末特別手当の期別支給割合は、第23条第2項第2号の規定にかかわらず、附則別表第四のとおりとする。

附則別表第一

基準日	支給割合	
	特定管理職員以外	特定管理職員

6月1日	100分の125	100分の110
------	----------	----------

附則別表第二

	特定管理職員以外	特定管理職員
特に優秀な職員	100分の87以上 100分の140以下	100分の106以上 100分の170以下
優秀な職員	100分の77以上 100分の87未満	100分の94以上 100分の106未満
良好な職員	100分の67	100分の82
訓告、嚴重注意を受けた職員又は良好でない職員	100分の67未満	100分の82未満
停職処分を受けた職員	100分の33.5	100分の27.5
減給処分を受けた職員	100分の43	100分の45.5
戒告処分を受けた職員	100分の52	100分の63.5

附則別表第三

特定管理職員以外	特定管理職員
100分の70	100分の85

附則別表第四

基準日	支給割合
6月1日	100分の145

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、平成21年12月1日から施行する。
(平成21年12月に支給する期末手当及び期末特別手当に関する特例措置)
- 2 平成21年12月に支給する期末手当又は期末特別手当（以下この項において「期末手当等」という。）の額は、この規則による改正後の職員給与規則第21条第2項、第23条第2項、第25条第1項及び第2項の規定にかかわらず、これらの規定により算定される期末手当等の額（以下この項において「基準額」という。）から次に掲げる額の合計額（以下この項において「調整額」という。）に相当する額を減じた額とする。この場合において、調整額が基準額以上となるときは、期末手当等は、支給しない。
 - 一 平成21年4月1日（同月2日から同年12月1日までの間に職員以外の者又は職員であって適用される俸給表並びにその職務の級及び号俸がそれぞれ次の表の俸給表欄、職務の級欄及び号俸欄に掲げるものであるものから当該職員以外の職員（以下この項において「減額改定対象職員」という。）となった者にあつては、その減額改定対象職員となった日）において減額改定対象職員が受けるべき俸給、扶養手当、管理職手当、地域手当、住居手当及び単身赴任手当（職員給与規則第16条第3項に規定する加算額を除く。）の月額合計額に100分の0.24を乗じて得

た額に、同月から施行日の属する月の前月までの月数（同年4月1日から施行日の前日までの期間において、在職しなかった期間、俸給を支給されなかった期間、減額改定対象職員以外の職員であった期間その他理事長が定める期間がある職員にあっては、当該月数から当該期間を考慮して理事長が定める月数を減じた月数）を乗じて得た額

俸給表	職務の級	号俸
一般職俸給表	1級	1号俸から56号俸まで
	2級	1号俸から24号俸まで
	3級	1号俸から8号俸まで
教育職俸給表	1級	1号俸から32号俸まで
	2級	1号俸から12号俸まで

二 平成21年6月1日において減額改定対象職員であった者に同月に支給された期末手当及び勤勉手当の合計額又は期末特別手当の額に100分の0.24を乗じて得た額

附 則

この規則は、平成22年4月1日から施行する。

附 則（平成22年11月30日）

（施行期日）

1 この規則は、平成22年12月1日から施行する。

（平成22年12月に支給する期末手当及び期末特別手当に関する特例措置）

2 平成22年12月に支給する期末手当又は期末特別手当（以下この項において「期末手当等」という。）の額は、第21条第2項、第23条第2項若しくは第25条第1項及び第2項又は附則第2項の規定にかかわらず、これらの規定により算定される期末手当等の額（以下この項において「基準額」という。）から次に掲げる額の合計額（以下この項において「調整額」という。）に相当する額を減じた額とする。この場合において、調整額が基準額以上となるときは、期末手当等は、支給しない。

一 平成22年4月1日（同月2日から同年12月1日までの間に職員以外の者又は職員であって適用される俸給表並びにその職務の級及び号俸がそれぞれ次の表の俸給表欄、職務の級欄及び号俸欄に掲げるものであるもの（附則第2項の規定が施行されていたとした場合においても同項の規定の適用を受けず、かつ、独立行政法人大学入試センター職員給与規則の一部を改正する規則（平成18年規則第9号）附則第6項の規定の適用を受けない職員に限る。）から当該職員以外の職員（以下この項において「減額改定対象職員」という。）となった者にあっては、その減額改定対象職員となった日）において減額改定対象職員が受けるべき俸給、扶養手当、管理職手当、地域手当、住居手当及び単身赴任手当（第16条第3項に定める加算額を除く。）の月額合計額に100分の0.28を乗じて得た額に、同月から施行日の属する月の前月までの月数（同年4月1日から施行日の前日までの期間において、在職しなかった期間、俸給を支給されなかった期間、減額改定対象職員以外の職員であった期間その他理事長が定める期間がある職員にあっては、当該月数から当該期間を考慮して理事長が定める月数を減じた月数）を乗じて得た額

俸給表	職務の級	号俸
一般職俸給表	1級	1号俸から93号俸まで

	2級	1号俸から64号俸まで
	3級	1号俸から48号俸まで
	4級	1号俸から32号俸まで
	5級	1号俸から24号俸まで
	6級	1号俸から16号俸まで
	7級	1号俸から4号俸まで
教育職俸給表	1級	1号俸から72号俸まで
	2級	1号俸から52号俸まで
	3級	1号俸から40号俸まで
	4級	1号俸から12号俸まで

二 平成22年6月1日において減額改定対象職員であった者に同月に支給された期末手当及び勤勉手当の合計額又は期末特別手当の額に100分の0.28を乗じて得た額
(平成22年4月1日前に55歳に達した職員に関する読替え)

- 3 平成22年4月1日前に55歳に達した職員に対する附則第2項の適用については、同項中「当該特定職員が55歳に達した日後における最初の4月1日」とあるのは「独立行政法人大学入試センター職員給与規則の一部を改正する規則(平成22年規則第52号)の施行の日」と、「55歳に達した日後における最初の4月1日後」とあるのは「同日後」とする。

附 則 (平成23年3月24日)

(施行期日)

- この規則は、平成23年4月1日から施行する。
(平成23年4月1日における号俸の調整)
- 平成23年4月1日において43歳に満たない職員(同日において、職務の級における最高の号俸を受ける職員及び指定職俸給表の適用を受ける職員を除く。)のうち、平成22年1月1日において独立行政法人大学入試センター職員給与規則(平成13年規則第38号。以下「職員給与規則」という。)第10条第1項の規定により昇給した職員(同日における昇給の号俸数の決定の状況を考慮して別に定める職員を除く)その他当該職員との権衡上必要があると認められるものとして別に定める職員の平成23年4月1日における号俸は、この項の規定の適用がないものとした場合に同日に受けることとなる号俸の1号俸上位の号俸とする。
(経過措置)
- 施行の日前からの引き続き病気休暇又は就業禁止の措置により勤務していない職員が、施行日以後も引き続き病気休暇又は当該措置により勤務しない場合で、当該病気休暇又は当該措置の開始の日から起算して90日(結核性疾患の場合にあつては1年)を超えて引き続き勤務しないときの給与の減額については、改正後の職員給与規則第28条第2項、第4項及び第5項の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則（平成24年 3月 1日）

この規則は、平成24年 3月 1日から施行する。

附 則（平成24年 3月30日）

（施行期日）

1 この規則は、平成24年 4月 1日から施行する。

（平成24年 6月に支給する期末手当及び期末特別手当に関する特例措置）

2 平成24年 6月に支給する期末手当又は期末特別手当（以下この項において「期末手当等」という。）の額は、第21条第 2項、第23条第 2項、第25条第 1項、同条第 2項、同条第 4項、第26条第 4号又は附則第 2項の規定にかかわらず、これらの規定により算定される期末手当等の額（以下この項において「基準額」という。）から次に掲げる額の合計額（以下この項において「調整額」という。）に相当する額を減じた額とする。この場合において、調整額が基準額以上となるときは、期末手当等は、支給しない。

一 平成23年 4月 1日（同月 2日から平成24年 3月 1日までの間に職員以外の者又は職員であって適用される俸給表並びにその職務の級及び号俸がそれぞれ次の表の俸給表欄、職務の級欄及び号俸欄に掲げるものであるもの（独立行政法人大学入試センター職員給与規則の一部を改正する規則（平成18年規則第 9号）附則第 6項の規定の適用を受けない職員に限る。）からこれらの職員以外の職員（以下この項において「減額改定対象職員」という。）となった者（平成23年 4月 1日に減額改定対象職員であった者で採用の事情を考慮して理事長が別に定める者を除く。）にあっては、その減額改定対象職員となった日（当該日が 2以上あるときは、当該日のうち理事長が別に定める日。）において減額改定対象職員が受けるべき俸給、扶養手当、管理職手当、地域手当、住居手当及び単身赴任手当（第16条第 3項に定める加算額を除く。）の月額（附則第 2項の規定により給与が減ぜられて支給される職員にあっては、同項の規定により減ぜられることとなる額を差し引いた額。）の合計額に100分の0.37を乗じて得た額に、平成23年 4月から平成24年 2月までの月数（平成23年 4月 1日から平成24年 2月29日までの期間において、在職しなかった期間、俸給を支給されなかった期間、減額改定対象職員以外の職員であった期間その他理事長が別に定める期間がある職員にあっては、当該月数から当該期間を考慮して理事長が別に定める月数を減じた月数。）を乗じて得た額

俸給表	職務の級	号俸
一般職俸給表	1 級	1 号俸から93号俸まで
	2 級	1 号俸から76号俸まで
	3 級	1 号俸から60号俸まで
	4 級	1 号俸から44号俸まで
	5 級	1 号俸から36号俸まで
	6 級	1 号俸から28号俸まで
	7 級	1 号俸から16号俸まで

	8級	1号俸から4号俸まで
教育職俸給表	1級	1号俸から84号俸まで
	2級	1号俸から64号俸まで
	3級	1号俸から52号俸まで
	4級	1号俸から24号俸まで

二 平成23年6月1日において減額改定対象職員であった者（採用の事情を考慮して理事長が別に定める者を除く。）に同月に支給された期末手当及び勤勉手当の合計額又は期末特別手当の額に100分の0.37を乗じて得た額並びに平成23年12月1日において減額改定対象職員であった者（採用の事情を考慮して理事長が別に定める者を除く。）に同月に支給された期末手当及び勤勉手当の合計額又は期末特別手当の額に100分の0.37を乗じて得た額
（平成24年4月1日における号俸の調整）

3 平成24年4月1日（以下この項において「調整日」という。）において36歳に満たない職員（調整日において、職務の級における最高の号俸を受ける職員及び指定職俸給表の適用を受ける職員である者を除く。）のうち、当該職員の平成19年1月1日、平成20年1月1日及び平成21年1月1日の第10条第1項の規定による昇給その他の号俸の決定の状況（以下この項において「調整考慮事項」という。）を考慮して理事長が別に定める職員の調整日における号俸は、この項の規定の適用がないものとした場合に同日に受けることとなる号俸の1号俸（職員の調整考慮事項を考慮して特に調整の必要があるものとして理事長が別に定める職員にあっては2号俸）上位の号俸とする。

（給与の臨時特例）

4 平成24年6月1日から平成26年3月31日までの間（以下「特例期間」という。）においては、第5条第2項各号に掲げる俸給表の適用を受ける職員に対する俸給月額（独立行政法人大学入試センター職員給与規則の一部を改正する規則（平成18年規則第9号）附則第6項の規定による俸給を含み、当該職員が第28条第2項の規定の適用を受ける者である場合にあっては、同項の規定により半額を減ぜられた俸給月額（同条の規定による俸給を含む。）をいう。以下同じ。）の支給に当たっては、俸給月額から、俸給月額に、当該職員に適用される次の表の左欄に掲げる俸給表及び同表の中欄に掲げる職務の級又は号俸の区分に応じそれぞれ同表の右欄に定める割合（以下「支給減額率」という。）を乗じて得た額に相当する額を減ずる。

俸給表	職務の級又は号俸	割合
一般職俸給表	2級以下	100分の4.77
	3級から6級まで	100分の7.77
	7级以上	100分の9.77
教育職俸給表	1級	100分の4.77
	2級及び3級	100分の7.77
	4級	100分の9.77
指定職俸給表	全ての号俸	100分の9.77

- 5 特例期間においては、次に掲げる給与の支給に当たっては、次の各号に掲げる給与の額から、当該各号に定める額に相当する額を減ずる。
- 一 管理職手当 当該職員の管理職手当の月額に100分の10を乗じて得た額
 - 二 地域手当 当該職員の俸給月額に対する地域手当の月額に当該職員の支給減額率を乗じて得た額及び当該職員の管理職手当に対する地域手当の月額に100分の10を乗じて得た額
 - 三 期末手当 当該職員が受けるべき期末手当の額に、100分の9.77を乗じて得た額
 - 四 勤勉手当 当該職員が受けるべき勤勉手当の額に、100分の9.77を乗じて得た額
 - 五 第25条各項の規定により支給される給与 当該職員に適用される次のイからニまでに掲げる規定の区分に応じ当該イからニまでに定める額
 - イ 第25条第1項 前項及び前各号に定める額
 - ロ 第25条第2項 前項並びに第2号及び第3号に定める額に100分の80を乗じて得た額
 - ハ 第25条第3項 前項及び第2号に定める額に、同条第3項の規定により当該職員に支給される給与に係る割合を乗じて得た額
 - ニ 第25条第4項 理事長が別に定める額
- 6 特例期間においては、第17条及び第28条に規定する勤務1時間当たりの給与額は、第19条の規定にかかわらず、同条の規定により算出した給与額から、俸給月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額を同条第2項に規定する1か月の平均所定勤務時間で除して得た額に当該職員の支給減額率を乗じて得た額に相当する額を減じた額とする。
- 7 特例期間においては、附則第2項の規定の適用を受ける職員に対する第4項、第5項第2号から第5号まで及び前項の規定の適用については、第4項中「、俸給月額に」とあるのは、「、俸給月額から附則第2項第1号に定める額に相当する額を減じた額」と、第5項第2号中「俸給月額に対する地域手当の月額」とあるのは、「俸給月額に対する地域手当の月額から附則第2項第2号に定める額に相当する額を減じた額」と、同項第3号中「期末手当の額」とあるのは「期末手当の額から附則第2項第3号に定める額に相当する額を減じた額」と、同項第4号中「勤勉手当の額」とあるのは「勤勉手当の額から附則第2項第4号に定める額に相当する額を減じた額」と、同項第5号イ中「前項及び前各号」とあるのは「第7項の規定により読み替えられた前項及び前各号」と、同号ロ中「前項並びに第2号及び第3号」とあるのは「第7項の規定により読み替えられた前項並びに第2号及び第3号」と、同号ハ中「前項及び第2号」とあるのは「第7項の規定により読み替えられた前項及び第2号」と、第6項中「除して得た額に」とあるのは「除して得た額から附則第4項に定める額に相当する額を減じた額」とする。
- 8 特例期間においては、第26条第3号中「第19条」とあるのは「独立行政法人大学入試センター職員給与規則の一部を改正する規則（平成24年規則第11号）附則第4項（第7項の規定により読み替えて適用する場合を含む。））」とする。
- 9 特例期間においては、第27条中「第19条」とあるのは「独立行政法人大学入試センター職員給与規則の一部を改正する規則（平成24年規則第11号）附則第4項（第7項の規定により読み替えて適用する場合を含む。））」とする。
- （平成25年4月1日における号俸の調整）
- 10 平成25年4月1日（以下この項において「調整日」という。）において31歳以上39歳未満の職員（調整日において、職務の級における最高の号俸を受ける職員及び指定職俸給表の適用を受ける職員である者を除く。）のうち、当該職員の平成19年1月1日、平成20年1月1日及び平成

21年1月1日の第10条第1項の規定による昇給その他の号俸の決定の状況（以下この項において「調整考慮事項」という。）及び平成24年4月1日における号俸の調整の状況を考慮して調整の必要があるものとして理事長が別に定める職員の調整日における号俸は、この項の規定の適用がないものとした場合に同日に受けることとなる号俸の1号俸（職員の調整考慮事項を考慮して特に調整の必要があるものとして理事長が定める職員にあっては、2号俸）上位の号俸とする。

（平成26年4月1日における号俸の調整）

11 平成26年4月1日（以下この項において「調整日」という。）において45歳未満の職員（調整日において、職務の級における最高の号俸を受ける職員及び指定職俸給表の適用を受ける職員である者を除く。）のうち、当該職員の平成19年1月1日、平成20年1月1日及び平成21年1月1日の第10条第1項の規定による昇給その他の号俸の決定の状況（以下この項において「調整考慮事項」という。）並びに平成24年4月1日及び平成25年4月1日における号俸の調整の状況を考慮して調整の必要があるものとして理事長が別に定める職員の調整日における号俸は、この項の規定の適用がないものとした場合に同日に受けることとなる号俸の1号俸（職員の調整考慮事項を考慮して特に調整の必要があるものとして理事長が定める職員にあっては、2号俸）上位の号俸とする。

附 則（平成24年6月1日）

この規則は、平成24年6月1日から施行する。

附 則（平成25年3月28日）

この規則は、平成25年4月1日から施行する。

附 則（平成25年12月20日）

この規則は、平成26年1月1日から施行する。

附 則（平成26年3月31日）

この規則は、平成26年4月1日から施行する。

附 則（平成26年3月31日）

この規則は、平成26年4月1日から施行する。

附 則（平成26年5月27日）

この規則は、平成26年6月1日から施行する。

附 則（平成26年12月25日）

（施行期日）

1 この規則は、平成27年1月1日から施行し、平成26年4月1日から適用する。

（平成27年3月31日までの間における特例）

2 平成27年3月31日までの間における次の表の左欄に掲げるこの規則による改正後の独立行政法人大学入試センター職員給与規則（以下「改正後の職員給与規則」という。）の規定の適用については、これらの規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ右欄に掲げる字句とする。

第10条第2項	4号俸	3号俸
	3号俸	2号俸
附則第5項	100分の0.975	100分の1.2375
	100分の1.275	100分の1.5375
	100分の65	100分の82.5

	100分の85	100分の102.5
--	---------	------------

(平成26年12月に支給する勤勉手当に関する特例)

3 平成26年12月に支給する勤勉手当の成績率は、改正後の職員給与規則第22条第2項第3号の規定にかかわらず、附則別表第一のとおりとする。

4 平成26年12月に支給する勤勉手当の支給総額は、改正後の職員給与規則第22条第4項第2号の表を附則別表第二に読み替えて適用する。

(平成26年12月に支給する期末特別手当に関する特例)

5 平成26年12月に支給する期末特別手当の期別支給割合は、改正後の職員給与規則第23条第2項第2号の規定にかかわらず、附則別表第三のとおりとする。

附則別表第一

	特定管理職員以外	特定管理職員
特に優秀な職員	100分の102.5以上 100分の165以下	100分の128.5以上 100分の205以下
優秀な職員	100分の91以上 100分の102.5未満	100分の114以上 100分の128.5未満
良好な職員	100分の79.5	100分の99.5
訓告、嚴重注意を受けた職員又は良好でない職員	100分の79.5未満	100分の99.5未満
停職処分を受けた職員	100分の40	100分の33.5
減給処分を受けた職員	100分の51	100分の55
戒告処分を受けた職員	100分の61.5	100分の76.5

附則別表第二

特定管理職員以外	特定管理職員
100分の82.5	100分の102.5

附則別表第三

基準日	支給割合
12月1日	100分の170

附 則 (平成27年3月25日)

(施行期日)

1 この規則は、平成27年4月1日から施行する。

(施行日前の異動者の号俸の調整)

2 この規則の施行の日(以下「施行日」という。)前に職務の級を異にして異動した職員の新号俸については、その者が施行日において職務の級を異にする異動をしたものとした場合との権衡上必要と認められる限度において必要な調整を行うことができる。

(経過措置)

3 施行日の前日から引き続き同一の俸給表の適用を受ける職員で、その者の受ける俸給月額が同

日において受けていた俸給月額に達しないこととなるものには、平成30年3月31日までの間、俸給月額のほか、その差額に相当する額（附則第2項の表の俸給表欄に掲げる俸給表の適用を受ける職員のうち、その職務の級が同項の表の職務の級欄に掲げる職務の級以上である者（以下この項において「特定職員」という。）にあっては、55歳に達した日後における最初の4月1日（特定職員以外の者が55歳に達した日後における最初の4月1日後に特定職員となった場合にあっては、特定職員となった日）以後、当該額に100分の98.5を乗じて得た額）を俸給として支給する。ただし、施行日の前日から引き続き休職している職員、施行日以降に降格をした職員及び人事交流等により国又は他の独立行政法人等から引き続き職員となった者にあっては、理事長が定めるところにより俸給を支給することができる。

附 則（平成27年3月31日）

この規則は、平成27年4月1日から施行する。

附 則（平成28年3月2日）

（施行期日）

- 1 この規則は、平成28年3月2日から施行し、平成27年4月1日から適用する。
（平成28年3月31日までの間における特例）
- 2 平成28年3月31日までの間における次の表の左欄に掲げる職員給与規則の規定の適用については、これらの規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ右欄に掲げる字句とする。

第13条第1項	100分の18	100分の18.5
附則第5項	100分の1.125	100分の1.275
	100分の1.425	100分の1.575
	100分の75	100分の85
	100分の95	100分の100.5

（平成27年12月に支給する勤勉手当に関する特例）

- 3 平成27年12月に支給する勤勉手当の成績率は、第22条第2項第3号の規定にかかわらず、次の表のとおりとする。

	特定管理職員以外	特定管理職員
特に優秀な職員	100分の106以上 100分の170以下	100分の132以上 100分の210以下
優秀な職員	100分の94以上 100分の106未満	100分の117以上 100分の132未満
良好な職員	100分の82	100分の102
訓告、嚴重注意を受けた職員又は良好でない職員	100分の82未満	100分の102未満
停職処分を受けた職員	100分の41.5	100分の34.5
減給処分を受けた職員	100分の53	100分の56
戒告処分を受けた職員	100分の64	100分の78.5

- 4 平成27年12月に支給する勤勉手当の支給総額は、第22条第4項第2号の表を次の表に読み替えて適用する。

特定管理職員以外	特定管理職員
100分の85	100分の100.5

(平成27年12月に支給する期末特別手当に関する特例)

- 5 平成27年12月に支給する期末特別手当の期別支給割合は、第23条第2項第2号の規定にかかわらず、次の表のとおりとする。

基準日	支給割合
12月1日	100分の167.5

附 則 (平成 28 年 3 月 31 日)

この規則は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

附 則 (平成28年12月5日)

(施行期日)

- 1 この規則は、平成28年12月15日から施行し、平成28年4月1日から適用する。
(平成29年3月31日までの間における特例)
- 2 平成 29 年 3 月 31 日までの間における次の表の左欄に掲げる職員給与規則の規定の適用については、これらの規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ右欄に掲げる字句とする。

附則第5項	100 分の 1.2	100 分の 1.35
	100 分の 1.5	100 分の 1.65
	100 分の 80	100 分の 90
	100 分の 100	100 分の 110

(平成28年12月に支給する勤勉手当に関する特例)

- 3 平成28年12月に支給する勤勉手当の成績率は、第22条第2項第3号の規定にかかわらず、附則別表第一のとおりとする。
- 4 平成28年12月に支給する勤勉手当の支給総額は、第22条第4項第2号の表を附則別表第二に読み替えて適用する。
(平成28年12月に支給する期末特別手当に関する特例)
- 5 平成28年12月に支給する期末特別手当の期別支給割合は、第23条第2項第2号の規定にかかわらず、附則別表第三のとおりとする。

附則別表第一

	特定管理職員以外	特定管理職員
特に優秀な職員	100 分の 112 以上 100 分の 180 以下	100分の138以上 100分の220以下
優秀な職員	100 分の 99.5 以上 100 分の 112 未満	100分の122.5以上 100分の138未満
良好な職員	100 分の 87	100分の107
訓告、嚴重注意を受けた職員又は良好でない職員	100 分の 87 未満	100分の107未満
停職処分を受けた職員	100 分の 39	100 分の 32.5
減給処分を受けた職員	100 分の 49.5	100 分の 53
戒告処分を受けた職員	100 分の 60	100 分の 75

附則別表第二

特定管理職員以外	特定管理職員
100分の90	100分の110

附則別表第三

基準日	支給割合
12月1日	100分の175

附 則（平成29年3月31日）

- この規則は、平成29年4月1日から施行する。
- 平成29年4月1日から平成32年3月31日までの間における改正後の第11条第4項で定める支給額は附則別表第2のとおりとする。

附則別表第二

附 則（平成30年1月31日）

（施行期日）

- この規則は、平成30年2月1日から施行し、平成29年4月1日から適用する。
（平成30年3月31日までの間における特例）
- 平成30年3月31日までの間における次の表の左欄に掲げる職員給与規則の規定の適用については、これらの規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ右欄に掲げる字句とする。

附則第5項	100分の1.275	100分の1.425
	100分の1.575	100分の1.725
	100分の85	100分の95
	100分の105	100分の115

（平成29年12月に支給する勤勉手当に関する特例）

- 平成29年12月に支給する勤勉手当の成績率は、第22条第2項第3号の規定にかかわらず、附則別表第一のとおりとする。
- 平成29年12月に支給する勤勉手当の支給総額は、第22条第4項第2号の表を附則別表第二に読み替えて適用する。

（平成29年12月に支給する期末特別手当に関する特例）

- 平成29年12月に支給する期末特別手当の期別支給割合は、第23条第2項第2号の規定にかかわらず、附則別表第三のとおりとする。

附則別表第一

	特定管理職員以外	特定管理職員
特に優秀な職員	100分の115以上	100分の139以上
	100分の190以下	100分の230以下
優秀な職員	100分の103.5以上	100分の124.5以上
	100分の115未満	100分の139未満
良好な職員	100分の92	100分の112
訓告、嚴重注意を受けた職員又は良好でない職員	100分の92未満	100分の112未満

停職処分を受けた職員	100 分の 39	100 分の 32.5
減給処分を受けた職員	100 分の 49.5	100 分の 53
戒告処分を受けた職員	100 分の 60	100 分の 75

附則別表第二

特定管理職員以外	特定管理職員
100分の95	100分の115

附則別表第三

基準日	支給割合
12月1日	100分の175

附 則（平成 30 年 3 月 31 日）

- この規則は、平成30年4月1日から施行する。
- 平成 30 年 4 月 1 日（以下この項において「調整日」という。）において 37 歳未満の職員（調整日において、職務の級における最高の号俸を受ける職員及び指定職俸給表の適用を受ける職員である者を除く。）のうち、当該職員の平成 27 年 1 月 1 日の第 10 条第 1 項の規定による昇給その他の号俸の決定の状況を考慮して理事長が別に定める職員の調整日における号俸は、この項の規定の適用がないものとした場合に同日に受けることとなる号俸の 1 号俸上位の号俸とする。

附 則（平成 30 年 9 月 30 日）

この規則は、平成 30 年 10 月 1 日から施行する。

附 則（平成 30 年 12 月 31 日）

（施行期日）

- この規則は、平成 31 年 1 月 1 日から施行し、平成 30 年 4 月 1 日から適用する。
（平成 30 年 12 月に支給する勤勉手当に関する特例）
- 平成 30 年 12 月に支給する期末手当の支給割合は、第 21 条第 2 項第 4 号の規定にかかわらず、附則別表第一のとおりとする。
（平成 30 年 12 月に支給する勤勉手当に関する特例）
- 平成 30 年 12 月に支給する勤勉手当の成績率は、第 22 条第 2 項第 3 号の規定にかかわらず、附則別表第二のとおりとする。
- 平成 30 年 12 月に支給する勤勉手当の支給総額は、第 22 条第 4 項第 2 号の表を附則別表第三に読み替えて適用する。
（平成 30 年 12 月に支給する期末特別手当に関する特例）
- 平成 30 年 12 月に支給する期末特別手当の支給割合は、第 23 条第 2 項第 2 号の規定にかかわらず、100 分の 177.5 とする。

附則別表第一

特定管理職員以外	特定管理職員
100 分の 137.5	100 分の 117.5

附則別表第二

	特定管理職員以外	特定管理職員
--	----------	--------

特に優秀な職員	100 分の 115 以上 100 分の 190 以下	100 分の 139 以上 100 分の 230 以下
優秀な職員	100 分の 103.5 以上 100 分の 115 未満	100 分の 124.5 以上 100 分の 139 未満
良好な職員	100 分の 92	100 分の 112
訓告、嚴重注意を受けた職員又は良好でない職員	100 分の 92 未満	100 分の 112 未満
停職処分を受けた職員	100 分の 39	100 分の 32.5
減給処分を受けた職員	100 分の 49.5	100 分の 53
戒告処分を受けた職員	100 分の 60	100 分の 75

附則別表第三

特定管理職員以外	特定管理職員
100 分の 95	100 分の 115

附 則（令和元年 11 月 30 日）

（施行期日）

- この規則は、令和 2 年 1 月 1 日から施行し、平成 31 年 4 月 1 日から適用する。
（令和元年 12 月に支給する勤勉手当に関する特例）
- 令和元年 12 月に支給する勤勉手当の成績率は、第 22 条第 2 項第 3 号の規定にかかわらず、附則別表第一のとおりとする。
- 令和元年 12 月に支給する勤勉手当の支給総額は、第 22 条第 4 項第 2 号の表を附則別表第二に読み替えて適用する。
（令和元年 12 月に支給する期末特別手当に関する特例）
- 令和元年 12 月に支給する期末特別手当の支給割合は、第 23 条第 2 項第 2 号の規定にかかわらず、100 分の 172.5 とする。

附則別表第一

	特定管理職員以外	特定管理職員
特に優秀な職員	100 分の 117.5 以上 100 分の 195 以下	100 分の 141.5 以上 100 分の 235 以下
優秀な職員	100 分の 106 以上 100 分の 117.5 未満	100 分の 127 以上 100 分の 141.5 未満
良好な職員	100 分の 94.5	100 分の 114.5
訓告、嚴重注意を受けた職員又は良好でない職員	100 分の 94.5 未満	100 分の 114.5 未満
停職処分を受けた職員	100 分の 39	100 分の 32.5
減給処分を受けた職員	100 分の 49.5	100 分の 53
戒告処分を受けた職員	100 分の 60	100 分の 75

別表第1
一般職俸給表

(平成31年4月1日～)

号俸	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級	9級	10級
1	146,100	195,500	231,500	264,200	289,700	319,200	362,900	408,100	458,400	521,700
2	147,200	197,300	233,100	266,000	291,900	321,400	365,500	410,500	461,500	524,600
3	148,400	199,100	234,600	267,800	294,000	323,700	367,900	413,000	464,500	527,700
4	149,500	200,900	236,200	269,900	296,000	325,900	370,500	415,400	467,500	530,800
5	150,600	202,400	237,600	271,600	297,900	328,100	372,400	417,300	470,500	533,900
6	151,700	204,200	239,300	273,400	300,000	330,100	374,900	419,600	473,500	536,200
7	152,800	206,000	240,800	275,200	302,200	332,300	377,200	421,700	476,500	538,700
8	153,900	207,800	242,400	277,200	304,200	334,500	379,700	423,900	479,600	541,100
9	154,900	209,400	243,500	279,200	306,100	336,400	382,100	425,900	482,300	543,500
10	156,300	211,200	245,000	281,200	308,400	338,600	384,800	428,000	485,400	545,300
11	157,600	213,000	246,600	283,100	310,600	340,600	387,400	430,100	488,400	547,100
12	158,900	214,800	247,900	285,000	312,900	342,800	390,100	432,200	491,500	549,000
13	160,100	216,200	249,400	287,000	315,000	344,600	392,500	433,900	494,200	550,700
14	161,600	218,000	250,800	288,900	317,100	346,600	394,800	435,700	496,500	552,100
15	163,100	219,700	252,100	290,800	319,300	348,600	397,000	437,700	498,800	553,400
16	164,700	221,500	253,500	292,600	321,400	350,600	399,400	439,700	501,100	554,500
17	165,900	223,200	255,000	294,400	323,300	352,300	401,200	441,600	503,200	555,800
18	167,400	224,900	256,500	296,400	325,300	354,300	403,200	443,400	504,600	556,800
19	168,900	226,500	258,200	298,500	327,300	356,100	405,100	445,200	506,100	557,700
20	170,400	228,100	260,000	300,500	329,300	358,000	406,900	446,900	507,500	558,600
21	171,700	229,500	261,600	302,400	331,000	359,900	408,800	448,700	508,700	559,500
22	174,400	231,200	263,300	304,500	333,100	361,800	410,600	450,200	510,100	
23	177,000	232,800	264,900	306,500	335,100	363,800	412,400	451,600	511,600	
24	179,600	234,400	266,500	308,600	337,200	365,700	414,300	453,100	513,100	
25	182,200	235,400	268,400	310,300	338,600	367,700	416,100	454,500	514,200	
26	183,900	236,900	270,200	312,400	340,500	369,600	417,600	455,800	515,300	
27	185,500	238,300	271,900	314,400	342,400	371,600	419,100	457,100	516,500	
28	187,200	239,500	273,600	316,400	344,300	373,600	420,700	458,300	517,700	
29	188,700	240,700	275,300	318,100	345,900	375,100	422,300	459,300	518,700	
30	190,400	241,900	277,000	320,100	347,800	376,900	423,600	460,000	519,600	
31	192,200	242,900	278,800	322,200	349,700	378,700	424,900	460,800	520,500	
32	193,900	244,100	280,300	324,300	351,500	380,300	426,100	461,500	521,400	
33	195,500	245,400	281,800	325,500	353,400	382,100	427,300	462,200	522,200	
34	196,900	246,400	283,700	327,500	355,200	383,500	428,600	463,000	523,100	
35	198,400	247,600	285,500	329,400	357,000	385,000	429,900	463,700	523,800	
36	199,900	248,900	287,400	331,500	358,700	386,600	431,100	464,300	524,300	
37	201,200	249,800	289,000	333,400	360,100	388,000	432,300	464,800	525,000	
38	202,500	251,100	290,700	335,300	361,400	389,200	433,100	465,400	525,600	
39	203,700	252,300	292,500	337,300	362,800	390,400	433,900	466,000	526,400	
40	205,000	253,600	294,300	339,200	364,200	391,500	434,700	466,600	527,000	
41	206,300	255,000	295,800	341,100	365,500	392,600	435,300	467,100	527,500	
42	207,600	256,400	297,500	343,000	366,400	393,800	436,000	467,600		
43	208,900	257,600	299,000	344,800	367,500	395,000	436,700	468,000		
44	210,200	258,800	300,600	346,700	368,600	396,100	437,400	468,300		
45	211,300	260,000	302,200	348,200	369,400	396,800	438,200	468,600		
46	212,600	261,200	303,900	349,600	370,300	397,500	439,000			
47	213,900	262,500	305,500	351,100	371,200	398,200	439,400			
48	215,200	263,600	307,200	352,600	372,100	398,900	440,100			
49	216,300	264,700	308,100	354,200	373,000	399,500	440,600			
50	217,400	265,800	309,600	355,000	373,800	400,100	441,000			
51	218,400	267,100	311,100	356,200	374,600	400,600	441,400			
52	219,500	268,400	312,700	357,200	375,400	401,000	441,800			
53	220,600	269,400	314,300	358,100	376,100	401,400	442,200			
54	221,600	270,500	315,900	359,200	376,800	401,700	442,600			
55	222,500	271,800	317,500	360,100	377,500	402,000	443,000			
56	223,500	273,100	319,000	361,200	378,200	402,300	443,300			

号俸	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級	9級	10級
117		301,900								
118		302,100								
119		302,400								
120		302,700								
121		303,100								
122		303,300								
123		303,600								
124		303,900								
125		304,200								

備考 この表は、他の俸給表の適用を受けない全ての職員に適用する。

別表第2
教育職俸給表

(平成31年4月1日～)

号俸	1級	2級	3級	4級
1	216,400	277,100	324,300	406,000
2	218,700	280,100	327,200	408,300
3	220,900	282,900	330,300	410,700
4	223,100	285,700	333,300	413,200
5	225,200	288,500	336,500	415,300
6	227,300	291,000	339,100	417,800
7	229,500	293,200	341,700	420,000
8	231,600	295,600	344,400	422,500
9	233,900	298,200	347,400	424,200
10	236,300	300,700	350,300	426,700
11	238,700	303,100	353,400	429,000
12	241,100	305,700	356,700	431,300
13	243,200	308,000	359,500	432,700
14	245,600	310,000	361,400	434,900
15	248,000	312,100	363,600	437,100
16	250,400	313,800	366,100	439,400
17	252,400	316,000	368,300	441,500
18	255,500	318,100	370,500	443,900
19	258,600	320,100	372,600	446,200
20	261,700	322,100	374,500	448,600
21	264,600	324,100	376,500	450,700
22	267,600	326,500	378,400	453,000
23	270,500	329,100	380,400	455,400
24	273,400	331,900	382,100	457,700
25	276,200	333,900	383,500	459,700
26	278,800	335,900	385,300	461,900
27	281,300	338,000	387,100	464,000
28	284,000	340,400	389,000	466,200
29	286,800	342,800	390,900	468,300
30	289,200	344,900	392,600	470,600
31	291,400	346,800	394,300	472,800
32	293,800	348,600	396,000	474,900
33	296,000	350,600	397,600	476,800
34	298,200	352,700	399,400	478,900
35	300,700	354,800	400,900	481,200
36	302,900	356,800	402,700	483,400
37	305,400	358,400	403,800	485,500
38	307,000	360,400	405,400	487,500
39	308,700	362,500	406,900	489,400
40	310,400	364,400	408,400	491,300
41	312,300	366,300	409,300	493,300
42	312,800	368,200	410,900	495,200
43	313,700	370,000	412,400	496,900
44	314,600	371,800	414,000	498,800
45	315,500	373,600	415,300	500,700
46	316,500	375,400	416,900	502,500
47	317,300	376,900	418,300	504,300
48	318,300	378,700	419,900	506,200
49	319,200	380,200	421,300	507,900
50	320,100	381,800	422,600	509,600
51	320,900	383,400	423,900	511,400
52	321,700	385,100	425,200	513,300
53	322,900	386,200	425,900	514,900
54	323,700	387,700	426,900	516,500
55	324,500	389,100	427,800	518,200
56	325,300	390,700	428,700	519,800

号俸	1級	2級	3級	4級
57	326,000	392,000	429,600	521,400
58	327,100	393,400	430,500	522,700
59	328,200	394,700	431,400	524,000
60	329,200	396,200	432,300	525,200
61	330,200	397,500	433,200	526,400
62	331,200	398,900	434,100	527,400
63	332,300	400,400	435,100	528,400
64	333,400	401,900	436,200	529,400
65	334,100	402,900	437,100	530,000
66	335,200	404,000	438,100	530,900
67	335,900	405,000	439,100	531,800
68	337,000	406,100	440,000	532,700
69	337,600	407,100	441,000	533,600
70	338,700	408,000	442,000	534,400
71	339,600	408,800	442,900	535,100
72	340,700	409,600	443,900	535,600
73	341,000	410,400	444,900	536,300
74	342,000	411,300	445,800	536,800
75	343,000	412,100	446,700	537,600
76	344,000	412,900	447,700	538,200
77	345,000	413,600	448,500	538,700
78	346,000	414,000	449,000	
79	346,900	414,300	449,700	
80	347,800	414,600	450,300	
81	348,800	414,900	451,100	
82	349,800	415,200	451,800	
83	350,800	415,400	452,100	
84	351,800	415,700	452,700	
85	352,400	416,000	453,100	
86	353,000	416,300	453,400	
87	353,600	416,600	453,700	
88	354,200	416,900	454,000	
89	354,800	417,100	454,300	
90	355,200	417,400		
91	355,600	417,700		
92	356,100	418,000		
93	356,600	418,200		
94	357,000	418,500		
95	357,500	418,800		
96	358,000	419,100		
97	358,600	419,300		
98	359,100	419,600		
99	359,500	419,900		
100	360,000	420,100		
101	360,400	420,300		
102	360,900	420,600		
103	361,200	420,900		
104	361,700	421,100		
105	362,200	421,300		
106	362,600			
107	363,100			
108	363,600			
109	364,000			
110	364,500			
111	365,000			
112	365,400			
113	365,800			
114	366,200			
115	366,700			
116	367,100			

号俸	1級	2級	3級	4級
117	367,500			
118	367,900			
119	368,400			
120	368,800			
121	369,100			
122	369,500			
123	370,000			
124	370,300			
125	370,700			
126	371,200			
127	371,700			
128	372,100			
129	372,500			

備考 この表は、教授、准教授及び助教に適用する。

別表第3
指定職俸給表

(平成27年4月1日～)

号俸	俸給月額
1	706,000
2	761,000
3	818,000
4	895,000
5	965,000
6	1,035,000
7	1,107,000
8	1,175,000

備考 この表は、教授のうち理事長が指定する職員に適用する。

附則別表第二

特定管理職員以外	特定管理職員
100 分の 97.5	100 分の 117.5

附 則（令和 2 年 3 月 31 日）

（施行期日）

- この規則は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。
（住居手当に関する経過措置）
- 施行の日の前日において改正前の職員給与規則第 14 条の規定により支給されていた住居手当の月額が 2,000 円を超える職員であって、施行日以後においても引き続き当該住居手当に係る住宅（貸間を含む。）を借り受け、家賃（使用料を含む。以下この項において同じ。）を支払っているもののうち、次の各号のいずれかに該当するもの（理事長が定める職員を除く。）に対しては、施行日から令和 3 年 3 月 31 日までの間、改正後の職員給与規則第 14 条の規定にかかわらず、当該住居手当の月額に相当する額（当該住居手当に係る家賃の月額に変更があった場合には、当該相当する額を超えない範囲内で理事長が定める額。第二号において「旧手当額」という。）から 2,000 円を控除した額の住居手当を支給する。
 - 改正後の職員給与規則第 14 条第 1 項各号のいずれにも該当しないこととなる職員
 - 旧手当額から改正後の職員給与規則第 14 条第 2 項の規定により算出される住居手当の月額に相当する額を減じた額が 2,000 円を超えることとなる職員
- 前項に定めるもののほか、同項の規定による住居手当の支給に関し必要な事項は、理事長が定める。

附 則（令和 2 年 11 月 30 日）

（施行期日）

- この規則は、令和 2 年 12 月 1 日から施行する。
（令和 2 年 12 月に支給する期末手当に関する特例）
- 令和 2 年 12 月に支給する期末手当の支給割合は、改正後の第 21 条第 2 項第 4 号の規定にかかわらず、附則別表のとおりとする。
（令和 2 年 12 月に支給する期末特別手当に関する特例）
- 令和 2 年 12 月に支給する期末特別手当の支給割合は、改正後の第 23 条第 2 項第 2 号の規定にかかわらず、100 分の 165 とする。

附則別表

特定管理職員以外	特定管理職員
100 分の 125	100 分の 105

別表第1
一般職俸給表

(平成31年4月1日～)

号俸	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級	9級	10級
1	146,100	195,500	231,500	264,200	289,700	319,200	362,900	408,100	458,400	521,700
2	147,200	197,300	233,100	266,000	291,900	321,400	365,500	410,500	461,500	524,600
3	148,400	199,100	234,600	267,800	294,000	323,700	367,900	413,000	464,500	527,700
4	149,500	200,900	236,200	269,900	296,000	325,900	370,500	415,400	467,500	530,800
5	150,600	202,400	237,600	271,600	297,900	328,100	372,400	417,300	470,500	533,900
6	151,700	204,200	239,300	273,400	300,000	330,100	374,900	419,600	473,500	536,200
7	152,800	206,000	240,800	275,200	302,200	332,300	377,200	421,700	476,500	538,700
8	153,900	207,800	242,400	277,200	304,200	334,500	379,700	423,900	479,600	541,100
9	154,900	209,400	243,500	279,200	306,100	336,400	382,100	425,900	482,300	543,500
10	156,300	211,200	245,000	281,200	308,400	338,600	384,800	428,000	485,400	545,300
11	157,600	213,000	246,600	283,100	310,600	340,600	387,400	430,100	488,400	547,100
12	158,900	214,800	247,900	285,000	312,900	342,800	390,100	432,200	491,500	549,000
13	160,100	216,200	249,400	287,000	315,000	344,600	392,500	433,900	494,200	550,700
14	161,600	218,000	250,800	288,900	317,100	346,600	394,800	435,700	496,500	552,100
15	163,100	219,700	252,100	290,800	319,300	348,600	397,000	437,700	498,800	553,400
16	164,700	221,500	253,500	292,600	321,400	350,600	399,400	439,700	501,100	554,500
17	165,900	223,200	255,000	294,400	323,300	352,300	401,200	441,600	503,200	555,800
18	167,400	224,900	256,500	296,400	325,300	354,300	403,200	443,400	504,600	556,800
19	168,900	226,500	258,200	298,500	327,300	356,100	405,100	445,200	506,100	557,700
20	170,400	228,100	260,000	300,500	329,300	358,000	406,900	446,900	507,500	558,600
21	171,700	229,500	261,600	302,400	331,000	359,900	408,800	448,700	508,700	559,500
22	174,400	231,200	263,300	304,500	333,100	361,800	410,600	450,200	510,100	
23	177,000	232,800	264,900	306,500	335,100	363,800	412,400	451,600	511,600	
24	179,600	234,400	266,500	308,600	337,200	365,700	414,300	453,100	513,100	
25	182,200	235,400	268,400	310,300	338,600	367,700	416,100	454,500	514,200	
26	183,900	236,900	270,200	312,400	340,500	369,600	417,600	455,800	515,300	
27	185,500	238,300	271,900	314,400	342,400	371,600	419,100	457,100	516,500	
28	187,200	239,500	273,600	316,400	344,300	373,600	420,700	458,300	517,700	
29	188,700	240,700	275,300	318,100	345,900	375,100	422,300	459,300	518,700	
30	190,400	241,900	277,000	320,100	347,800	376,900	423,600	460,000	519,600	
31	192,200	242,900	278,800	322,200	349,700	378,700	424,900	460,800	520,500	
32	193,900	244,100	280,300	324,300	351,500	380,300	426,100	461,500	521,400	
33	195,500	245,400	281,800	325,500	353,400	382,100	427,300	462,200	522,200	
34	196,900	246,400	283,700	327,500	355,200	383,500	428,600	463,000	523,100	
35	198,400	247,600	285,500	329,400	357,000	385,000	429,900	463,700	523,800	
36	199,900	248,900	287,400	331,500	358,700	386,600	431,100	464,300	524,300	
37	201,200	249,800	289,000	333,400	360,100	388,000	432,300	464,800	525,000	
38	202,500	251,100	290,700	335,300	361,400	389,200	433,100	465,400	525,600	
39	203,700	252,300	292,500	337,300	362,800	390,400	433,900	466,000	526,400	
40	205,000	253,600	294,300	339,200	364,200	391,500	434,700	466,600	527,000	
41	206,300	255,000	295,800	341,100	365,500	392,600	435,300	467,100	527,500	
42	207,600	256,400	297,500	343,000	366,400	393,800	436,000	467,600		
43	208,900	257,600	299,000	344,800	367,500	395,000	436,700	468,000		
44	210,200	258,800	300,600	346,700	368,600	396,100	437,400	468,300		
45	211,300	260,000	302,200	348,200	369,400	396,800	438,200	468,600		
46	212,600	261,200	303,900	349,600	370,300	397,500	439,000			
47	213,900	262,500	305,500	351,100	371,200	398,200	439,400			
48	215,200	263,600	307,200	352,600	372,100	398,900	440,100			
49	216,300	264,700	308,100	354,200	373,000	399,500	440,600			
50	217,400	265,800	309,600	355,000	373,800	400,100	441,000			
51	218,400	267,100	311,100	356,200	374,600	400,600	441,400			
52	219,500	268,400	312,700	357,200	375,400	401,000	441,800			
53	220,600	269,400	314,300	358,100	376,100	401,400	442,200			
54	221,600	270,500	315,900	359,200	376,800	401,700	442,600			
55	222,500	271,800	317,500	360,100	377,500	402,000	443,000			
56	223,500	273,100	319,000	361,200	378,200	402,300	443,300			

号俸	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級	9級	10級
117		301,900								
118		302,100								
119		302,400								
120		302,700								
121		303,100								
122		303,300								
123		303,600								
124		303,900								
125		304,200								

備考 この表は、他の俸給表の適用を受けない全ての職員に適用する。

別表第2
教育職俸給表

(平成31年4月1日～)

号俸	1級	2級	3級	4級
1	216,400	277,100	324,300	406,000
2	218,700	280,100	327,200	408,300
3	220,900	282,900	330,300	410,700
4	223,100	285,700	333,300	413,200
5	225,200	288,500	336,500	415,300
6	227,300	291,000	339,100	417,800
7	229,500	293,200	341,700	420,000
8	231,600	295,600	344,400	422,500
9	233,900	298,200	347,400	424,200
10	236,300	300,700	350,300	426,700
11	238,700	303,100	353,400	429,000
12	241,100	305,700	356,700	431,300
13	243,200	308,000	359,500	432,700
14	245,600	310,000	361,400	434,900
15	248,000	312,100	363,600	437,100
16	250,400	313,800	366,100	439,400
17	252,400	316,000	368,300	441,500
18	255,500	318,100	370,500	443,900
19	258,600	320,100	372,600	446,200
20	261,700	322,100	374,500	448,600
21	264,600	324,100	376,500	450,700
22	267,600	326,500	378,400	453,000
23	270,500	329,100	380,400	455,400
24	273,400	331,900	382,100	457,700
25	276,200	333,900	383,500	459,700
26	278,800	335,900	385,300	461,900
27	281,300	338,000	387,100	464,000
28	284,000	340,400	389,000	466,200
29	286,800	342,800	390,900	468,300
30	289,200	344,900	392,600	470,600
31	291,400	346,800	394,300	472,800
32	293,800	348,600	396,000	474,900
33	296,000	350,600	397,600	476,800
34	298,200	352,700	399,400	478,900
35	300,700	354,800	400,900	481,200
36	302,900	356,800	402,700	483,400
37	305,400	358,400	403,800	485,500
38	307,000	360,400	405,400	487,500
39	308,700	362,500	406,900	489,400
40	310,400	364,400	408,400	491,300
41	312,300	366,300	409,300	493,300
42	312,800	368,200	410,900	495,200
43	313,700	370,000	412,400	496,900
44	314,600	371,800	414,000	498,800
45	315,500	373,600	415,300	500,700
46	316,500	375,400	416,900	502,500
47	317,300	376,900	418,300	504,300
48	318,300	378,700	419,900	506,200
49	319,200	380,200	421,300	507,900
50	320,100	381,800	422,600	509,600
51	320,900	383,400	423,900	511,400
52	321,700	385,100	425,200	513,300
53	322,900	386,200	425,900	514,900
54	323,700	387,700	426,900	516,500
55	324,500	389,100	427,800	518,200
56	325,300	390,700	428,700	519,800

号俸	1級	2級	3級	4級
57	326,000	392,000	429,600	521,400
58	327,100	393,400	430,500	522,700
59	328,200	394,700	431,400	524,000
60	329,200	396,200	432,300	525,200
61	330,200	397,500	433,200	526,400
62	331,200	398,900	434,100	527,400
63	332,300	400,400	435,100	528,400
64	333,400	401,900	436,200	529,400
65	334,100	402,900	437,100	530,000
66	335,200	404,000	438,100	530,900
67	335,900	405,000	439,100	531,800
68	337,000	406,100	440,000	532,700
69	337,600	407,100	441,000	533,600
70	338,700	408,000	442,000	534,400
71	339,600	408,800	442,900	535,100
72	340,700	409,600	443,900	535,600
73	341,000	410,400	444,900	536,300
74	342,000	411,300	445,800	536,800
75	343,000	412,100	446,700	537,600
76	344,000	412,900	447,700	538,200
77	345,000	413,600	448,500	538,700
78	346,000	414,000	449,000	
79	346,900	414,300	449,700	
80	347,800	414,600	450,300	
81	348,800	414,900	451,100	
82	349,800	415,200	451,800	
83	350,800	415,400	452,100	
84	351,800	415,700	452,700	
85	352,400	416,000	453,100	
86	353,000	416,300	453,400	
87	353,600	416,600	453,700	
88	354,200	416,900	454,000	
89	354,800	417,100	454,300	
90	355,200	417,400		
91	355,600	417,700		
92	356,100	418,000		
93	356,600	418,200		
94	357,000	418,500		
95	357,500	418,800		
96	358,000	419,100		
97	358,600	419,300		
98	359,100	419,600		
99	359,500	419,900		
100	360,000	420,100		
101	360,400	420,300		
102	360,900	420,600		
103	361,200	420,900		
104	361,700	421,100		
105	362,200	421,300		
106	362,600			
107	363,100			
108	363,600			
109	364,000			
110	364,500			
111	365,000			
112	365,400			
113	365,800			
114	366,200			
115	366,700			
116	367,100			

号俸	1級	2級	3級	4級
117	367,500			
118	367,900			
119	368,400			
120	368,800			
121	369,100			
122	369,500			
123	370,000			
124	370,300			
125	370,700			
126	371,200			
127	371,700			
128	372,100			
129	372,500			

備考 この表は、教授、准教授及び助教に適用する。

別表第3
指定職俸給表

(平成27年4月1日～)

号俸	俸給月額
1	706,000
2	761,000
3	818,000
4	895,000
5	965,000
6	1,035,000
7	1,107,000
8	1,175,000

備考 この表は、教授のうち理事長が指定する職員に適用する。